

2019年度日本郵便年賀寄付金助成事業

保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を
利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業 報告書

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

2020年3月

この冊子は2019年度日本郵便の
年賀寄付金の助成を受けて作成
しました。

目次

保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業 概要.....	2
保証人事業調査検討委員会の開催.....	3
高齢者施設の実態調査	4
1. アンケート調査.....	4
(1) 調査の概要	4
(2) 基本情報.....	5
(3) 施設入所への契約手続き	7
(4) 入居後について	13
(5) 契約者以外の署名を求めないことについて	13
(6) サービス利用者以外の者が署名できない場合の対応.....	14
(7) 入居者の身寄りに関する考え方	15
2. ヒアリング調査.....	19
(1) 特別養護老人ホーム A.....	19
(2) 住宅型有料老人ホーム B	21
(3) 住宅型有料老人ホーム C	24
(4) 特別養護老人ホーム D.....	26
保証会社等の実態調査	29
研修『成年後見制度について』	36
先進事例の視察	37
1. 視察報告	37
(1) 社会福祉法人長野県社会福祉協議会	37
(2) 特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島	40
まとめ	47
添付資料	56

記号等の使用については、次の通りとする。

- 項目
- 特記事項、注目する点
- 委員の考察や感想

保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業 概要

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（以下、当法人）はホームレス支援から始まり、障害や年齢等に関わらず住まいに困っている方を無料低額宿泊所等で受け入れ、必要な支援を実施してきた。入居者の高齢化が進んでいる最近では、認知症の診断を受ける方や介護度が上がる方も現れ、適した施設につなぐ支援も行っている。しかし当法人につながる多くの方は身寄りがなく、保証人をつけられないことから、施設につなぐことが難航する。本来であれば、現行の社会制度にのっとり適した高齢者施設等への入所が可能なところ、保証人をつけられないことを理由に入所を断られることが多い。施設によっては、後見人等についていれば入所できるところもあるが、身寄りのない方に成年後見人等を選任してもらうには、市長申し立てで半年待ちなど、容易ではない。これらの問題は、少子高齢化や生き方の多様化が進む現代において誰にでも起こりうる問題であり、さらに広がる恐れもある。

こうした背景から、本年度、当法人は日本郵便の年賀寄附金配分を受け、保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業として、以下の事業を実施した。

- (1) 保証人事業調査検討委員会の開催
- (2) 高齢者施設の実態調査
- (3) 保証会社等の実態調査
- (4) 成年後見人制度の研修会
- (5) 先進事例の視察

保証人事業調査検討委員会の開催

1. 検討メンバー

委員	岡田 太造	兵庫県立大学客員教授（元厚生労働省社会・援護局長）
委員	車塚 潤	合同会社 PSC プラス代表社員
委員	菅野 拓	京都経済短期大学講師
委員	滝脇 憲	NPO 法人自立支援センターふるさとの会常務理事
委員	立岡 学	NPO 法人ワンファミリー仙台理事長
委員	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所（元日本弁護士連合会副会長）
委員	渡辺 亨	宮城県司法書士会常任理事

2. 検討委員会の開催日

第1回	2019年5月13日（月）	10：00～12：00
第2回	2019年7月08日（月）	10：00～12：00
第3回	2019年9月17日（火）	10：00～12：00
第4回	2020年2月10日（月）	10：00～12：00

高齢者施設の実態調査

高齢者施設の保証人の取り扱いの実態調査として、アンケート調査（※調査票は巻末に掲載）とヒアリング調査を実施した。

1. アンケート調査

(1) 調査の概要

調査対象	①仙台市内の認知症対応型共同生活介護事業者 112 件（仙台市の HP の「仙台市介護保険サービス事業者」にて認知症対応型共同生活介護事業者一覧に掲載されていた全事業者（平成 31 年 4 月 15 日現在）） ②宮城県内の介護老人福祉施設 162 件、介護老人保健施設 94 件、介護療養型医療施設 6 件（宮城県 HP に掲載されている介護サービス事業者リストに載っていた全事業者（令和元年 6 月 1 日現在）） ③宮城県内有料法人ホーム 181 件（宮城県 HP に掲載されている宮城県有料老人ホーム一覧（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている者を除く）に載っていた全事業者（令和元年 5 月 1 日現在）） ④宮城県内軽費老人ホーム 48 件、（宮城県 HP の「老人福祉施設等入所状況調べ」に掲載されていた全事業者（平成 31 年 4 月 1 日現在）
調査期間	2019 年 8 月 2 日～8 月 31 日
回収方法	郵送配布、郵送回収
回収率	13.4% (603 件中 81 件)

養護老人ホームは措置施設であるため、今回の調査からは除外している。

○施設種別ごとの回収率

	配布数	回収数	回収率	割合
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	112	13	11.6%	16.0%
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	162	32	19.8%	39.5%
介護老人保健施設	94	9	9.6%	11.1%
介護療養型医療施設	6	0	0.0%	0.0%
有料老人ホーム	181	15	8.3%	18.5%
軽費老人ホーム	48	12	25.0%	14.8%
合計	603	81	13.4%	100.0%

集計対象としては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が最も多く 39.5%、次に、有料老人ホームが 18.5%、グループホームが 16.0%、軽費老人ホームが 14.8%、介護老人保健施設が 11.1% である。介護療養型医療施設からの回答はない。

(2) 基本情報

○特定施設入居者生活介護の指定の有無

	指定を受けている	指定を受けていない
有料老人ホーム	7	4
	63. 6%	36. 4%
軽費老人ホーム	0	14
	0. 0%	100. 0%
全体	7	18
	28. 0%	72. 0%

特定施設入居者生活介護の指定については、有料老人ホームの 63. 6%が指定を受けていますが、軽費老人ホームはすべて指定を受けていない。

※「特定施設入居者生活介護の指定」とは、特定施設に入居している要介護者に對して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上のお世話、機能訓練をすることを指す。この指定を受けることで、有料老人ホームが広告やパンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行うことができ、介護保険の給付対象となる。

○経営主体

	都道府県、市区町村	社会福祉法人	医療法人	営利法人 (株式会社、合同会社等)	その他	合計
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	0	32	0	0	0	32
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
介護老人保健施設	2	0	6	0	1	9
	22.2%	0.0%	66.7%	0.0%	11.1%	100.0%
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	0	1	1	11	0	13
	0.0%	7.7%	7.7%	84.6%	0.0%	100.0%
養護老人ホーム	0	3	0	0	0	3
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
軽費老人ホーム	0	11	1	0	0	12
	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%
有料老人ホーム	1	0	1	11	2	15
	6.7%	0.0%	6.7%	73.3%	13.3%	100.0%
合計	3	47	9	22	3	84
	3.6%	56.0%	10.7%	26.2%	3.6%	100.0%

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホームのすべて、軽費老人ホームの多くは社会福祉法人が経営主体となっている。認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、有料老人ホームの多くは営利法人が経営主体であり、介護老人保健施設は医療法人が経営主体であることが多い。

○入所定員・月額利用料

	平均値	中央値	最小値	最大値	標準偏差
入所（入院・入居）定員（人）	48.5	50.0	4.0	120.0	31.1
入所（入院・入居）のために利用者が支払う月額利用料下限（万）	8.3	8.0	0.0	20.0	4.8
入所（入院・入居）のために利用者が支払う月額利用料上限（万）	16.8	15.0	8.8	60.0	8.2

入所定員は施設によって異なり最小値は4人、最大120人、平均48.5人である。

月額利用料も0円～60万円と施設によって大きく違いがある。

(3) 施設入所への契約手続き

○入所契約書の契約者

	サービス利用者である	サービス利用者以外である	どちらの場合もある	合計
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15	5	12	32
	46.9%	15.6%	37.5%	100.0%
介護老人保健施設	5	2	2	9
	55.6%	22.2%	22.2%	100.0%
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	6	3	4	13
	46.2%	23.1%	30.8%	100.0%
養護老人ホーム	1	0	1	2
	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%
軽費老人ホーム	7	0	5	12
	58.3%	0.0%	41.7%	100.0%
有料老人ホーム	9	1	5	15
	60.0%	6.7%	33.3%	100.0%
合計	43	11	29	83
	51.8%	13.3%	34.9%	100.0%

サービス利用者を契約者とする施設が全体の 51.8% となっているが、残りの 48.2% は、サービス利用者以外が契約者となることもできると回答している。

○入所契約者以外の署名

	契約者以外の署名 を求めている	契約者以外の署名 は求めていない	合計
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	26	6	32
	81.3%	18.8%	100.0%
介護老人保健施設	9	0	9
	100.0%	0.0%	100.0%
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	11	2	13
	84.6%	15.4%	100.0%
養護老人ホーム	1	1	2
	50.0%	50.0%	100.0%
軽費老人ホーム	12	0	12
	100.0%	0.0%	100.0%
有料老人ホーム	14	1	15
	93.3%	6.7%	100.0%
合計	73	10	83
	88.0%	12.0%	100.0%

全体の 88% にあたる 73 施設が、入所契約者以外の署名を求めている。

○入所契約者以外の署名欄の名称について

	身元引受人	身元保証人	保証人	連帯保証人	代理人(者)	(署名)代行者	親族	家族の代表
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	14	1	0	1	3	7	0	0
	53.8%	3.8%	0.0%	3.8%	11.5%	26.9%	0.0%	0.0%
介護老人保健施設	4	1	0	3	1	0	0	0
	44.4%	11.1%	0.0%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	5	2	0	0	4	0	0	0
	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%
養護老人ホーム	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
軽費老人ホーム	2	8	1	0	0	0	1	0
	16.7%	66.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%
有料老人ホーム	10	1	2	0	0	0	0	1
	71.4%	7.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%
合計	36	13	3	4	8	7	1	1
	49.3%	17.8%	4.1%	5.5%	11.0%	9.6%	1.4%	1.4%

入所契約者以外の署名を求めている施設において、その署名欄の名称は、身元引受人 49.3%、身元保証人 17.8%との回答が多い。

○対応を求める内容、書面での定義

	求めらるか否か	書面での定義づけの有無
	度数	有効%
1 施設利用料金の支払、滞納の場合の保証	70	98.6
2 年金管理など、ご本人の日常的な金銭管理	48	67.6
3 損害賠償等の保証	52	73.2
4 サービス利用計画書（ケアプラン）への同意	60	84.5
5 サービスの提供方針や方法などの本人に代わっての選択・決定	62	87.3
6 入院する場合の入院手続き（入院契約）	67	94.4
7 医療費の支払	57	80.3
8 予防接種などの医療行為への同意	60	84.5
9 手術や延命治療などの同意	60	84.5
10 退去時の居室等の明渡し	61	85.9
11 退去時の居室等の原状回復義務の履行	54	76.1
12 退去時の本人の引受	65	91.5
13 死くなつた場合のご遺体、遺品の引取	67	94.4
14 死くなつた場合の預かり金の返還金受領	55	77.5
15 死くなつた場合の火葬・埋葬の手続き	55	77.5
16 施設内で身体拘束が必要になつた場合の同意	62	87.3
17 緊急時（事故等）の連絡を受けること	68	95.8
18 その他	3	4.2
		2 / 100

対応を求める内容としては多いのは、施設料金の支払い（98.6%）、緊急時の連絡を受けること（95.8%）、亡くなつた場合のご遺体、遺品の引取（94.4%）、退去時の本人の引受（91.5%）、入院する場合の入院手続き（94.4%）などとなつてている。これらの方々で書面での定義付けが行われている内容として多いのは施設料金の支払い（81.2%）、退去時の明け渡し（78.7%）、退去時の居室等の原状回復義務の履行（77.8%）、損害賠償等の保証（76.9%）などが高い割合を示している。

○対応を求める頻度

	対応を求める頻度						対応を求める頻度（有効）%				
	経験なし	10人に1人未満	4人に1人未満	2人に1人未満	それ以上	経験なし	10人に1人未満	4人に1人未満	2人に1人未満	4人に1人未満	それ以上
1 施設利用料金の支払、滞納の場合の保証	13	23	4	0	26	19.7%	34.8%	6.1%	0.0%	39.4%	
2 年金管理など、ご本人の日常的な金銭管理	7	5	2	2	26	16.7%	11.9%	4.8%	4.8%	61.9%	
3 損害賠償等の保証	25	11	0	0	12	52.1%	22.9%	0.0%	0.0%	25.0%	
4 サービス利用計画書（ケアプラン）への同意	0	1	3	5	45	0.0%	1.9%	5.6%	9.3%	83.3%	
5 サービスの提供方針や方法などの本人に代わっての選択・決定	1	4	8	2	40	1.8%	7.3%	14.5%	3.6%	72.7%	
6 入院する場合の入院手続き（入院契約）	5	11	9	3	35	7.9%	17.5%	14.3%	4.8%	55.6%	
7 医療費の支払	5	5	6	1	37	9.3%	9.3%	11.1%	1.9%	68.5%	
8 予防接種などの医療行為への同意	3	2	4	4	43	5.4%	3.6%	7.1%	7.1%	76.8%	
9 手術や延命治療などの同意	4	9	6	3	33	7.3%	16.4%	10.9%	5.5%	60.0%	
10 退去時の居室等の明渡し	8	3	7	1	38	14.0%	5.3%	12.3%	1.8%	66.7%	
11 退去時の居室等の原状回復義務の履行	11	4	6	2	28	21.6%	7.8%	11.8%	3.9%	54.9%	
12 退去時の本人の引受	10	1	5	1	42	16.9%	1.7%	8.5%	1.7%	71.2%	
13 死くなつた場合のご遺体、遺品の引取	7	6	6	2	42	11.1%	9.5%	9.5%	3.2%	66.7%	
14 死くなつた場合の預かり金の返還金受領	4	5	4	1	39	7.5%	9.4%	7.5%	1.9%	73.6%	
15 死くなつた場合の火葬・埋葬の手続き	11	5	2	1	32	21.6%	9.8%	3.9%	2.0%	62.7%	
16 施設内で身体拘束が必要になつた場合の同意	18	14	2	19	53	17.0%	13.2%	1.9%	17.9%	50.0%	
17 緊急時（事故等）の連絡を受けること	2	5	6	5	42	3.3%	8.3%	10.0%	8.3%	70.0%	
18 その他	0	0	0	0	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

実際に対応を求める内容としては、金銭面での対応を求めるることは多くなく、ケアプランへの同意や、医療に関すること、亡くなつた場合の対応などがが高い割合を示している。

○求める内容の優先順位

	1位	2位	3位	4位	5位
1 施設利用料金の支払、滞納の場合の保証	29	4	3	4	9
2 年金管理など、ご本人の日常的な金銭管理	2	5	1	3	1
3 損害賠償等の保証	0	1	0	2	4
4 サービス利用計画書（ケアプラン）への同意	4	8	6	4	2
5 サービスの提供方針や方法などの本人に代わっての選択・決定	5	3	3	6	6
6 入院する場合の入院手続き（入院契約）	4	16	7	5	3
7 医療費の支払	0	1	2	1	3
8 予防接種などの医療行為への同意	0	1	4	4	2
9 手術や延命治療などの同意	5	5	9	2	3
10 退去時の居室等の明渡し	0	2	4	5	1
11 退去時の居室等の原状回復義務の履行	0	1	3	1	1
12 退去時の本人の引受	1	2	3	5	1
13 亡くなった場合のご遺体、遺品の引取	2	7	6	3	13
14 亡くなった場合の預かり金の返還金受領	9	0	2	3	2
15 亡くなった場合の火葬・埋葬の手続き	0	0	1	2	0
16 施設内で身体拘束が必要になった場合の同意	0	0	0	0	1
17 緊急時（事故等）の連絡を受けること	0	9	5	7	1
18 その他	0	0	0	0	0

求める内容の優先順位としても、施設料金の支払い、滞納の場合の保証の順位が最も高い。次に優先順位が高いのは、入院や亡くなった場合の対応となっている。

○署名を求める最大の理由

	回答	割合
1 利用料滞納等の経済的リスクを回避するため。	22	34.4%
2 入院が必要になった場合、保証人がいないと入院できないため	3	4.7%
3 ご本人の意思疎通が難しくなった場合の対応のため。	21	32.8%
4 亡くなった場合の引取先・死後事務を行う者を確保しておくため。	6	9.4%
5 契約書に署名欄があるから。	1	1.6%
その他	11	17.2%
合計	64	100.0%

署名を求める理由としても、金銭的な理由が 34.4%と最も多い。次は、本人との意思疎通が難しくなった場合 32.8%となっている。

(4) 入居後について

○入居後、署名をもらっても対応できなかつたことの有無

	回答	割合
ある	20	28.2%
ない	51	71.8%
合計	71	100.0%

署名をもらっていても対応できなかつたことがあると答えたのは 20 施設（28.2%）である。具体的には、利用料金滞納などに関するケースが 12 件、入院など医療対応などのときに署名者が高齢になっているなど対応できないケースが 6 件、死亡時に身元引受人がいなくなっているケースが 1 件などである。利用料金滞納に対する対応としては、手紙、電話、訪問等の督促が主な対応となるが、退所に向けた話し合いをするケース、施設負担（会社負担）として処理するケースも見られる。

署名者が対応できないケースでは、代理を探したり、郵送などで対応することが多い。本人が亡くなった場合に署名人が対応しない場合は行政に対応を依頼している。

(5) 契約者以外の署名を求めることがありますについて

○契約者以外の署名を求める理由

	回答	割合
契約者のみで十分に契約ができ、保証人等は必要ないため。	8	53.3%
サービス利用者が成年後見制度を利用しているため。	5	33.3%
施設として市区町村と連携して対応しているため。	1	6.7%
その他	1	6.7%
合計	15	100.0%

契約者以外の署名を求める回答した理由としては、契約者のみで十分に対応できるとした回答が 53.3%、成年後見制度を利用しているためとの回答が 33.3%である。

身元保証会社や身元保証団体の利用、損害保険の利用という選択肢に対する回答は 0 件となった。

その他の 1 件については「誰も身寄りがないため」との回答である。

(6) サービス利用者以外の者が署名できない場合の対応

○署名できるような身寄りがない方への対応

	回答	割合
サービス利用者以外の署名がなくとも、そのまま入所を受け入れる	29	36.3%
条件付きで受け入れる	32	40.0%
サービス利用者以外の署名がないままでは入所は受け入れていない	19	23.8%
合計	80	100.0%

署名がなくても入所を受け入れるという施設が 36.3%、条件付きで受け入れるという施設が 40.0%、受け入れられないと回答した施設が 23.8%である。

○身寄りがない場合の受け入れ条件 (複数回答、n=28)

	回答	割合
条件はない	1	3.6%
行政の関与	22	78.6%
地域包括支援センターあるいは居宅介護支援事業所の関与	13	46.4%
日常生活自立支援事業や介護保険サービスなどの制度サービスの利用	7	25.0%
成年後見制度（法定後見・任意後見）の利用	23	82.1%
民間の身元保証会社等のサービスの利用	9	32.1%
預り金などの名称で、支払い滞納に備えて事前にお支払いいただく	2	7.1%
本人に緊急対応指示書（医療や死後に関する意思等）を事前に作成いただく	5	17.9%
日頃のお付き合いのある地域住民の関与	1	3.6%
その他	1	3.6%
合計	84	300.0%

身寄りがない場合の受け入れ条件としては、成年後見制度の利用 82.1%、行政の関与 78.6%が多くなっている。次に、地域包括支援センター等の関与が 46.4%である。複数の条件を求めている施設がほとんどとなっている。

条件がないと回答した施設は 1 件のみである。

○身寄りがない方の受け入れについて留意している内容

身寄りがない方の受け入れについて留意している内容としては、支払い能力、意思決定のための対応、死亡時の対応ができるこの 3 点が大きなポイントとなっている。特に、死亡時の対応を決めておくことと、行政や成年後見人等との連携を重視している施設が多い。

(7) 入居者の身寄りに関する考え方

○身寄りがなく困ったことがあるか

	回答	割合
ある	26	32.5%
ない	21	26.3%
受け入れたことがない	33	41.3%
合計	80	100.0%

入居者に身寄りがなく困ったことがあるという施設は 32.5%、困ったことがないという施設は 26.3%である。受け入れたことがない施設が 41.3%となつてゐるため、受け入れた場合に困るケースが多いとの結果である。

身寄りがないことにより困ったこととしては、緊急時の対応や、医療方針への同意で困るケースが多い。また、死亡時や退所時の対応が難しく、行政も担当者によつて関与してもらえないケースがある。ほかには、救急搬送への付添など保証人がおらず施設職員に負担がかかるケース、代理人を探すのに苦労するケースなどがあげられた。

○生活保護受給者の受け入れに関して違いはあるか

	回答	割合
違いはない	54	68.4%
生活保護受給者の方が保証人等を求める度合いが弱まる	6	7.6%
生活保護受給者の方が保証人等を求める度合いが強まる	3	3.8%
生活保護受給者は受け入れていない	16	20.3%
合計	79	100.0%

生活保護受給者の受け入れに対しては、「違いはない」「保証人を求める度合いが弱まる」という回答が、合わせて 76%と、多くの施設が受け入れに大きな違いがない旨の回答となつた。一方、20.3%の施設が生活保護受給者は受け入れていないと回答している。

○身寄りのない方の施設入所が進むために必要な仕組みや制度
 (複数回答、n=79)

	回答	割合
施設費用の未払い等に対する保険・基金の創設	36	45.6%
成年後見制度の利用促進	61	77.2%
医療同意等に関する法的整備	52	65.8%
保証人等の機能を担う会社や団体等の普及	36	45.6%
保証会社等が提供するサービスの充実化	22	27.8%
保証人等の代替機能（複数のサービス）をコーディネートする会社や団体の創設	18	22.8%
施設の訴訟リスクに備えた弁護士等の専門職の施設への配置	11	13.9%
行政の積極的関与	59	74.7%
地域住民の互助の促進	14	17.7%
その他	3	3.8%
合計	312	394.9%

身寄りのない方の施設入所が進むために必要な仕組みや制度としては、「成年後見制度の利用促進」(77.2%)、「行政の積極的関与」(74.7%)、「医療同意に関する法的根拠」(65.8%)との回答が多い。「保証人等の機能を担う会社や団体等の普及」(45.6%)、「施設費用の未払い等に対する保険・基金の創設」(45.6%)が次に高い割合となっている。

○仮に民間サービスを利用して身寄りのない方を受け入れるとして、どの保証内容であれば入所可能か（複数回答、n=80）

	回答	割合
施設入所にかかる身元保証	62	77.5%
施設利用料の連帯保証	62	77.5%
入所・退所時の手続き	51	63.8%
緊急駆け付け	54	67.5%
退所時の物品整理・残置物処分	48	60.0%
入院にかかる身元保証	65	81.3%
入院・退院時の手続き	63	78.8%
入院費・治療費の連帯保証	65	81.3%
緊急駆け付け・付き添い	59	73.8%
退院時の物品整理・残置物処分	40	50.0%
医療指示書（医療に関する意思・希望を示した書類）作成	46	57.5%
エンディングノート（死後に関する意思・希望を示した書類）作成	18	22.5%
連絡代行（親族等への仲介）	38	47.5%
葬儀の手配	51	63.8%
家族・葬儀参列者への連絡	33	41.3%
死亡時の事務書類の手配	55	68.8%
墓の手配	32	40.0%
特に決めていない	11	13.8%
合計	853	1066.3%

民間サービスを利用して身寄りのない方を受け入れるときに重視される保証内容は、「入院費・治療費の連帯保証」(81.3%)、「入院にかかる身元保証」(81.3%)、「入院・退院時の手続き」(78.8%)などの入院時の保障が最も多い。次に多いのが「施設入所にかかる身元保証」(77.5%)、「施設利用料の連帯保証」(88.5%)などの施設入所に関わる部分である。さらに死亡時の手続きについても回答が多く「葬儀の手配」(63.8%)、「死亡時の事務書類の手配」(68.8%)などとなっている。

○身寄りと施設入所に関する意見

身寄りと施設入所に関する意見としては、「成年後見人制度を利用しても、金銭管理と葬儀の手配しかせず、緊急時の対応がされないケースがある」、「身寄りの無い方の受け入れはリスクが大きい」、「ケアマネージャーが一人だけで利用者の人生を背負うのはおかしい」など、行政の関与、成年後見人の役割が十分でないという意見が多い。

これらと合わせて、「(身寄りのない高齢者が増えているため) 法整備を早急に行う必要がある」「成年後見人制度の拡充が必要」との意見が目立つ。

一方で、民間の保証会社などについての意見は少ない。単に、理解が少ないとだけではなく「民間のものは高額というイメージ」などのネガティブな印象をもっているとの意見もあった。

本来、施設としては入所者のケアが仕事であるはずが、入院・手術の家族同意をとりつける手続きや、葬儀をはじめとした死後の諸手続きなどが大きな負担となっているといえる。

2. ヒアリング調査

アンケート調査をもとに、身寄りのない方の受け入れに関して、比較的慎重な施設および比較的寛容な施設、その他検討委員の目のひく回答をしていた施設に対して、より深く実態を把握するためにヒアリング調査を実施した。

(1) 特別養護老人ホーム A

ヒアリング日程：11月25日（月）13:00～

＜ヒアリング内容＞

○入居者像

全室個室の特別養護老人ホーム。生活保護受給者でも利用できる料金設定だが、低所得者の場合は本人の環境や経済事情にマッチングしそうな施設サービスや系列施設（複数人部屋の従来型特養）等を案内している。それでも本人の病状等により個室が望ましい事情がある人は受け入れている。認知症状のある方が6割～7割。

○身寄りのない方の受け入れ事例

震災のとき、緊急性にかんがみて身寄りのない方も受け入れた。逆に言えば、そうでもなければなかなか受け入れは難しい。支援する人が後見人も親族も全く誰もついていない人については、入所前の整備が必要不可欠である。施設としては、本人の判断能力が落ちたり、意思確認できなくなったりしたときは、その役目を丸ごと施設が負うべきものとするには、負担が大きすぎるとも考える。

○身寄りのない方の受け入れの留意点

- 看取りに関する同意書
- 医療同意に関しては、事前に意思確認

支援する人が最期をどのように迎えたいのかを共有するために、入所時に施設で看取ることについて意向を確認する。施設での看取りを本人が望めば、同意を頂いたうえで死期が近づいても病院へは搬送しない。事故や事件性が疑われるような状況で亡くなられた場合、検視が入ることがある。ご遺体が調べられることは故人の尊厳にも関わることなので、そこも含めて説明して意向を確認する。保証人等（契約書上は親族代表者という名称）にもその同意を求める。同意がない場合や医療的ケアを望まれる場合は、病院に搬送している。

身寄りのない方の受け入れで困ることは、主に「医療同意」と「死後事務」。金銭のこととは、何とかなると考えている。医療同意は、なるべく事前に意思確

認をしておくことが必要。医療同意が事前確認できていれば、施設長名でもつて入院時の身元引受人や治療同意は対応できる。

○民間の保証会社の利用について

- 保証会社の利用は様子を見ている
- 顔の見える関係の方が安心

現時点では保証会社を利用して入所している人はいないが、身元保証会社利用を断っているのではなく、そういう保証会社がどこまで代理行為や対応をしてくれるのか、また、対応手順や方法が見えないので、まだ様子見の状況である。医療同意など、本来、本人でしかできないようなことでなければ、例えば入院手続きの手伝いとか亡くなった時の葬儀の手配とかは、突き詰めれば親族でなくても、誰かがやってくれればいいので、よくわからない保証会社よりは、入所の調整のときから関わっていた NPO などで顔の見える人が動いてくれるほうが安心に感じる。それも、夜中の電話ですぐ出動してもらわなくとも、まず一報の電話を受けてくれて翌日にでも「必ず動いてくれる」とわかっているだけで施設としてはだいぶ安心。

○身寄りのいない方のサービス利用が進むために必要な施策等

- 施設の役割の標準化・明確化

身寄りのない方で、亡くなったときに靈安室に安置して直葬したことがある。身寄りのない方で介護が必要な人の入所ニーズがあることは認識しつつも、施設として保証人等なしで受け入れることは、あらゆる役割をすべて施設に要求されるリスクがあり、限られた人員体制の中では負担が大きいので現状はお断りせざるを得ない。本人の尊厳や権利を守るためにもここまで施設で担う・この部分は成年後見人なり NPO なり誰かが担うというルール作り（取り決め）がしっかりとできないと厳しい。特に医療同意と死後事務に関してはルールがあると動きやすい。施設としては、最低限、成年後見人はついていてほしい。民間保証会社なら、どこまでやってくれるかの確認は必須。

<考察>

- 特別養護老人ホームということもあり、新規施設利用者については順番待ちがおり全く窮しておらず、経営的には身寄り問題を抱える利用者を積極的に受け入れる土壌にはない。ただ、身寄り問題を抱える方が増えている現状に対しては深い理解を示しており、他人事とは考えていない。ルールを作り、それに沿った運用がされるなら、こうした特別養護老人ホームでも受け入れが可能ではないか。その際はユニット型よりは多床室タイプのほうが、より受入れのハー

ドルは下がるであろう。今後も情報交換や情報共有を積極的に行うことが、お互いの現状、事情の把握と理解に繋がる。互いの過不足を共有し、身寄り問題について一緒に考えていくことが肝要であろう。

（2）住宅型有料老人ホーム B

ヒアリング日程：11月25日（月）15:00～

＜ヒアリング内容＞

○入居者像

- 生活保護受給者がほとんど、3分の1くらいは身寄りなし。

現在の有料老人ホームとなっている部屋は、もともとホームレス支援を行う団体が借りており元路上生活者が住んでいた。入居者が高齢になり ADL が落ちてきて、同じ建物内のデイサービスを頻繁に利用するようになり、仙台市のほうから有料老人ホームとして運営するよう指導があったことから、入居者はそのままで有料老人ホームとして今の会社（デイサービスと同じ会社）が運営するようになった。そういう経緯から、入居者は生活保護受給者がほとんど（全24名中22名）、3分の1くらいは身寄りなしの人。生活保護を受給していない2名は、まだ自分で判断ができる人。

- 施設として受け入れるスタンス

社長が「腹をくくればみんな同じ『人』だから、受け入れよう」というスタンス。自分（ヒアリング応対者）も「最後は自分が行く」という前提ならどんな人も受け入れられると考えている。ただ、そういう考え方の職員ばかりではないのも現状。

- 主なリファー元

割合は、紹介業者7：生活保護ケースワーカー2：病院1という感じ。月に15件ほど「こういう方がいるので受け入れてほしい」という連絡がある。打診があるケースの中には、他の施設でも受け入れ可能なのではという方もいる。月に2件ほど利用希望者が見学にくる。申し込みがあっても、他の施設も同時並行で申し込みをし、当施設の待機をしているあいだに他の施設のほうで順番が回ってきて入れるということも多い。相部屋なら現在の待機者は0人。

（生活保護 CWからの利用相談）

生活保護ケースワーカーからも相談がある。当施設は個室と相部屋と両方があるため、生活保護ケースワーカーからしてみれば次の行き先が見つかるまでという条件付きでの依頼になり、つないでも終わりにならずまた次の行き先を探す前提となるので、本当はつなぎたくないはずだが、他に受け入れ先が

ない人でも当施設は受けるので、頼まれる。基本的には、生活保護受給者であっても生活環境は可能な限り個室が望ましいとされており、施設内に 1 つでも相部屋（複数人部屋）があれば、本人が入所するのは個室であっても、その有料老人ホームには生活保護受給者が滞在するのは「やむをえず、一時的に」という体で建前としては「次がみつかるまで」だが、現実としては次が見つからないので、実質的にはずっといることになる。

（紹介業者からの利用相談）

病院と施設の間を仲介して入院患者の退院先受け入れ施設を探す業者がある。入居したら施設側が利用料 1 か月分程度を紹介業者に支払うという仕組み。当施設は 1 か月の利用料が安いので紹介業者としてはつないでもうまみが少ないとされるが、他で受け入れが難しい（退院先が見つかりにくい）人でも受け入れるので、頼まれる。

○身寄りのない方に関わる人

➤ 主に生活保護ケースワーカー

生活保護受給者がほとんどなので、ケースワーカーは必ず関わっている。介護保険を利用しているのでケアマネージャーもついている。まれに生活保護受給していない人は関わる人がケアマネージャーのみとなる。

○身寄りのない方の金銭管理

生保受給者であれば、お金は生活保護で入ってくる。そのため金銭のことはあまり問題にならない。日常的な金銭管理は、成年後見人がついていればよいが、ついていない場合は入所を機に選任申し立て、日常生活自立支援事業の利用を勧める。

○身寄りのない方の死後事務

➤ 施設側で対応

➤ 生活保護受給者はケースワーカー

昔は、蓄えで戒名を書いてほしいなど、要望があった人もいた。葬儀のことなどは、本人に特にこだわりがなければ、やることは決まっている。最初は自分（ヒアリング応対者）で書類にサインすることに戸惑いもあったが、やってみたら淡々とやるだけのことと思うようになった。亡くなった時の対応は、生活保護受給者のほうが、ケースワーカーが対応してくれるので容易。生活保護受給していない低年金の方のほうが難しい。また中途半端に身寄りがいるより、全く身寄りがないほうが容易。

○民間の保証会社の利用について

利用したことはない。どういうことをしてくれるのかわからない。どういうことをしてくれるのか知ったうえで、内容によっては利用できるかもしれない。

○身寄りのない人の対応で困ったこと

➤ 医療同意

判断できる人がいない。今は「痛みを少なく、一般的な範囲で」と医師にお願いしている。身寄りなしとは言っても、あとで家族が現れてトラブルになるかもしれないし、延命したら施設で再受け入れできなくなるかもしれない。昔は医師に「やれることはだけはやってください」と頼んだところ経管栄養になり施設での再受け入れが難しくなり、2か月入院したのちに病院で亡くなったケースがあった。それ以降は「施設に戻れるかどうか」を延命治療の判断基準に置き、痛みの緩和のみをお願いするケースもある。

➤ 本人の意思確認のタイミングの難しさ

いざという時、どうして欲しいかを事前に聞くこともあるが、やはり聞きにくい。往診してもらっているので、折に触れ医師から本人の希望の聞き取りをしているが、認知症で本人の希望をきちんと確認できない人もいる。

➤ トラブルにはなっていないが危なかったことはあった

熱意が先行して、振り返れば、トラブルにはならなかつたものの、行政に間に入ってもらうべきだった、書面にしておいた方がよかつたかも、など思うことはある。

○身寄りのいない方のサービス利用が進むために必要な施策等

➤ 小規模である強み

大きい法人ではリスクを考えるとなかなかやれない。小規模のところでは受け入れているところもいくつかあるようだ。

➤ マンパワーの必要性

身寄り問題を抱える方を受け入れているが、現状で満床状態。年に1～2件程度の入れ替わりがあるくらいの状況。小規模でなければ対応が難しいケースなので、常に人手不足の悩みを抱えている。マンパワーが必要だ。「腹をくくれば皆同じ」「自分が動けば何とかなる」という方針で回っている。

<考察>

- そもそもその土壌が一般的な福祉施設とは異なる。民間のホームレス支援団体とも繋がっており、身寄り問題を抱える方や貧困問題を抱える方などの受け入れに対して、一片の躊躇もない。「断らない相談」に対して「断らない受け入れ」という非常に頼もしい存在だと感じた。ただ、その頼もしさも満床状態の前には成す術がない。あらゆる事情の困窮者の受け入れが一部に集中するという現状を早急に解消しなければ、疲弊し破綻することになると危惧する。「狭く深く」から「広く浅く」にシフトする必要性を考えると同時に、他が受け入れない利用者を積極的に受け入れる、ある種「すき間産業」としての運営の継続性についても考えなければならないだろう。「負担が少なくなった=仕事がなくなった」では、一番厳しいところを切り開いてきた先駆者たちの存在価値がなくなってしまう。ただし、現状を見る限り、小規模ならではの強みや経験の豊富さを生かした運営方法なので、大規模な事業所ではとてもまねできないのではないだろうか。

我々のスタンスに非常に近い施設であるので、今後も問題を共有し、積極的に繋がっていく必要があるだろう。

(3) 住宅型有料老人ホーム C

ヒアリング日程： 11月26日（火）11:00～

<ヒアリング内容>

○入居者像

部屋は20室、うち1室は2床なので、21人が入所できる。現在は17人入所。要支援2～要介護5まで。認知症の方もいる。生活保護の方が2名。成年後見人がついている人はいない。入所者は地域の方がメイン。

○身寄りのない方の受け入れ事例

ほとんどのケースは、家族がいるので身寄りの問題はない。ケアマネージャーが家族の了解をとって、入所させている。身寄りのない方の受け入れの相談は今のところはなく、現入所者にもいないが、過去に受け入れたことはある。その方は、アパートで独り暮らしをしていた生活保護受給者。部屋で倒れ、退院後に帰る場所がなく、当施設で受け入れた。癌の終末期の方で、1年半から2年近くいた。認知機能はしっかりした方のため成年後見人等はついていなかった。入所前より、役場と本人と病院で、苦しくなったら病院に搬送する約束があったため、受け入れた。受け入れたことによって困ったことはなかった。

○「身元引受人」に求める内容

- 亡くなったときだけが心配なので、あまり厳しく求めない
- できることは施設で対応

日常的な金銭管理は、家族でできない方は施設で実施。緊急連絡先は求めていない。初めに何かあれば救急搬送する旨を伝えておく。緊急の場合は医療同意を施設で行うこともある。放っておけないから仕方がない。今までのケースで、家族より後で悪く言われたことはない。

○民間の保証会社の利用について

利用した事例はない。

○身寄りのいない方のサービス利用が進むために必要な施策等

- 不安なのは死後事務と利用料の滞納のみ

不安なのは、「亡くなった後どうしたらよいか」と「利用料の確保」のみ。亡くなった後どうするのかの取り決めがあるか。利用料の確約があるか。ほとんどのケースがケアマネージャーからのリファーであるため、ケアマネージャーにしっかり入ってもらわないといけない。

- 家族がいても滞納はある

家族がいても、滞納があったケース（要介護3の利用者）がある。虐待があつたので通帳等は施設で預かることとなつたが、それでも利用料の支払いが滞ったので、弁護士にも入ってもらい、特別養護老人ホームに優先的に入所してもらった。

<考察>

- 末期癌など病院からの退院患者で、家族での受け入れが難しい人が入所者のほとんどである。入所にあたっては、病院のMSWやケアマネージャーが行政、家族などとの調整を済ませているので、身元保証の問題は、問題だと認識していない。

あまり問題があると認識されていない背景には、入所の期間も長期にわたるようなケースは少なく、入所時の家族との関係が維持されたままで入所が終了するケースが多いことも影響しているように感じた。

利用料滞納の問題は、死亡時より以前に滞納が生じた時点で認識され、対応されている。

(4) 特別養護老人ホーム D

ヒアリング日程：11月26日（火）14:30～

＜ヒアリング内容＞

○入居者像

入所定員50名。

現在の入居者について、生活保護受給者は1名。他県の人はいない。

特別養護老人ホームのため、要介護度が高い人を対象。施設に入所する前に、デイやヘルパー等の在宅サービスを利用している人がほとんどであり、身寄りの問題は何らかの対応がされているケースが多い。地域で問題になるようなケースは、既にケアマネージャー、地域包括支援センターが何らかの情報を持ち、対応している。全く身寄りがないと言われていたケースについても、地域包括支援センターが、遠い身寄りを探していたケースもある。身寄りがいても甥などの遠い親族などで、身元保証はできないとの意向がある場合もある。この場合、成年後見人をついていることもある。

○身寄りのない方の受け入れ事例

家族からの申し込みがほとんど。今のところ身寄りのない方の相談はない。特養は最終的な場所であり、待機期間もあるため、その前の段階でサービスを受けている。ある程度身寄りなども問題が整理された状態で施設につながる。受け入れる場合には、今年の6月に通知で出された「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考にする。

○民間の保証会社利用について

使ったことはないが、把握はしている。地域包括支援センターなども提供しているところがある。行政などが頼れない場合に利用する可能性はある。

○利用料滞納への予防

利用料を滞納するケースについては、本施設ではないが、他の施設ではよく話を聞く。こうしたケースは、利用者本人の年金が入金される通帳を持っている親族が使い込んでしまい、滞納につながるケースがほとんどだと聞いている。本施設では、入所する際に、年金が振り込まれる通帳を確認し、家族の生活用の通帳であれば、振り込み先の通帳を変更してもらって通帳を区分してもらう。さらに、年金が振り込まれる通帳を貴重品として施設に預けてもらっているので、利用料の滞納がない。

○アンケート調査において、身寄りがいない場合の受け入れ条件として「住民の関与」を挙げていた件について

➤ 施設内のケアに活かす

「日ごろお付き合いのある地域住民の関与」について、入所条件として必須ではないが、「これがあると助かる」もの。病院と違い特別養護老人ホームは生活の場なので、利用者とつながりを持っている人を探すことは、身元保証とは別に、ケアの質を高めるために重要だと考えている。生育歴や居宅でどのような生活をしていたのかを聞き取って、施設内のケアに生かしている。利用者が施設の中で話していることが理解できることがあったが、つながりを持っていた地域の人の話を聞き取ることによって、利用者が言わんとしていたことを理解できたこともよくある。その人に時折面会に来てもらうことも、とても重要である。何の縁もない施設に入るより、知っている方が施設に面会に来てくれることはその人にとって助けになるし、職員も安心できる。

○身寄りがいても困難だった事例

遺骨は基本的に家族の方が引き取っているが、うまくいかない例もある。

ある方は、火葬までは甥っ子（そもそも疎遠）が行い、納骨は民間サービスを利用した。その方は生活保護受給者であったが、担当ケースワーカーからは、あくまで関わるのは生活保護の部分のみと、相談にも乗ってもらえなかつた。施設側としては、生活保護の担当から他の部署へと横のつながりを期待していたが、対応してもらえなかつた。ある程度のお金は残っていたため民間サービスを利用できた。

○身寄りのいない方のサービス利用が進むために必要な施策等

➤ 行政の積極的関与を求める

身寄りがいないからといってお断りはしないが、行政には協力するよう求めている。

➤ 自治体による差

家族、親族がいないケースで、亡くなられた後の対応が自治体により異なる。他市は共同墓地もあり、市役所の生活保護担当職員が葬祭の手続き、立ち合いをしてくれる。市によっては葬祭の手続きも何もしてくれず、施設側で墓地を探すこともある。民間団体が運営する墓地に埋葬してもらったが、一民間事業者（施設）として、自分たちがやっていることが正しいことなのかどうかの確信が持てなかつた。実務は自分たちでやるにしても、行政がそれを意義づけてくれるような対応があると安心できる。各自治体向けに同じような調査をしてみてもよいのではないか。

<考察>

- 利用者に関わっている親族、成年後見人、つながりのある地域の人等を探して、それぞれに役割分担をしてもらっている取り組みが印象的であった。単に「身元保証人」といってもいろんな役割があり、その役割にふさわしい人を見つけて対応してもらっている。

例えば、次のとおり。

- 金銭などの財産管理の役割は、成年後見人
- 施設内での処遇に関する身元保証は、遠い関係でも親族
- 施設内での生活の質を高めるために、血縁とは関係なく地域のつながりのある人

入所決定の際に、ケアマネージャー、地域包括支援センター、行政が関わっている実態がある。その時点で最も良い方法を考えた上で、入所の受け入れをしている。

身寄りがないことによる問題として認識されていることは、①医療同意等、②死亡後の遺体・遺骨の取扱い、③利用料の滞納の3点であった。

- ①医療同意等・・・利用契約の主体とは違い、身元保証はできない親族、生活と一緒にしていた地域の人等その人のことをよく知っている人に対応してもらっている。
 - ②死亡後の遺体・・・親族等に対応を求めているが、対応が困難な場合には行政の関与を要望している。
 - ③利用料の滞納・・・利用料の滞納への対応は、入所前に滞納が起こらないように工夫することが重要。ケアマネージャー、地域包括支援センター、行政に関与してもらい、年金を親族が流用する等がないようにする体制をとることが重要。
-
- 施設として身寄りがない方を受け入れる意思はあっても、亡くなった後の対応をどう判断すればよいのか、その迷いや不安が受け入れの妨げとなっている。鹿児島のゆくさの会（後述）のように生前関わってきた仲間と一緒に「最期」について決めておくことは大きな意義があると考えるが、おそらくそれだけでは施設側の不安は払拭されない。「行政」も含め、一緒に考える主体を増やすことが重要と考える。
 - 入所する前の親族探しや行政を巻き込むことなど、ケアマネージャーに期待される役割が大きい。身寄りのない方の施設入所にあたっては、入所の段階で「最期の対応」までをも踏まえたコーディネートが求められている。

保証会社等の実態調査

身寄りのない高齢者等が施設入所する際に、本人や施設が求める保証人等の役割をサービスとして提供する身元保証等高齢者サポート事業者¹がある。ここで身元保証等高齢者サポート事業者（以下、事業者）とは、身寄りのない、または遠くに住んでいる等で頼れない高齢者等を対象として、日常生活支援サービス、身元保証サービス、死後事務サービス等を有償で提供する事業者である。

本事業では、全国の11事業者について、インターネット及び案内資料により、それらサービス内容や料金設定等の実態を調査し、以下の結果がわかった。

1. 提供内容

調査を実施した11事業者が提供する主な内容は次のようにまとめられる。

身元保証	施設等への入所時の身元保証
	入退院時の身元保証
	連帯保証
	緊急連絡先
日常生活支援	金銭管理
	緊急駆け付け
	施設等探し・入所手続き
	通院同行・入退院時の対応
	役所等での手続き代行
	引っ越し
	安否確認・見守り
終活支援（死後事務）	緊急時の親族への連絡
	エンディングノート作成
	葬儀供養
	精算代行
	住居明渡し
	遺品整理
	行政手続き
	相続手続き
法的サポート	その他手続き
	成年後見

¹ 消費者委員会、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（平成29年1月31日）

https://www.cao.go.jp/consumer/content/20171207_20170131_kengi.pdf
(閲覧日：令和2年3月11日)

	財産管理
	遺言

各サービスを分けて提供する事業者もあれば、いくつかのサービスをセットにして提供している事業者など、提供の仕方は様々である。

2. 料金設定及び提供プラン

「身元保証」、「日常生活支援」、「終活支援（死後事務）」、「法的サポート」、それらを網羅した包括的なプランについて、事業者が提供する各プランの料金設定や提供方法は次の通りである。

（1）身元保証

「身元保証」はほとんど他のサービスとセットになって提供されているが、一部下記のようなプランを提供する事業者もある。

○施設入所時・入退院時の身元保証+施設等探し・入所手続き

入会金	14万円
身元保証支援	月額利用料総額×3

○緊急連絡先のみ

初回事務手数料	5千円
利用料	2万4千円（2年契約）

（2）日常生活支援

事業者11社のうち、「日常生活支援」のみをプランとして提供しているところは3社あった。提供内容は若干異なるが、料金については「都度払い」とする事業者と「入会金」と「預り金」とする事業者に分かれた。

○都度払いの例

支援料金	6千円～／時間 ※交通費別途、土日祝日と夜間は上記料金の30%アップ
------	---------------------------------------

○入会金+預り金の例

入会金	12万円～14万円
預り金	18万円～20万円

事業者によっては、契約時に預り金か対応発生都度の精算払いかを選択できるところもある。こうした場合の生活支援料金は2千5百円～4千円／時間で設定されている。緊急の場合や夜間等は高く設定しているところが多い。また、緊急時に施設や病院等へ急行する緊急駆け付けサービスのみを提供しているところもある。

○緊急駆け付けサービスのみの料金例

入会金	3万円
預り金	4万円（預り金4千円×5時間分）

（3）終活支援（死後事務）

事業者11社のうち、「終活支援（死後事務）」のみをプランとして提供しているところは5社あった。事業者間での契約料金の幅は大きく、契約料金の他に預託金や実費負担を求めるところもあった。また、「死後事務支援」などは、同じプラン名であっても、事業者によって提供している内容が異なっている。

○死後事務支援とされる内容の例

エンディングノートの作成補助／死亡時の病院・施設等への連携／遺体引き取り手配／病院での荷物の引き取り／死亡時の親族・友人等への連絡／各種清算手続き／電気・水道・ガス・携帯電話等の各種終了手続き／葬儀実務／賃貸住宅や施設の明渡しや各種解約手続き／遺品整理／各種役所での手続き（健康保険、介護保険等）／年金事務所での手続き（遺族年金等）／相続に関する調整作業／家財道具等の処分 等

○葬儀支援とされる内容の例

身柄の引取から葬儀執行／喪主代行（火葬、散骨、樹木葬、他）／納骨／墓地・墓石等の相談コンサルティング／法名・戒名などの取得相談アドバイス／菩提寺の相談／遺品整理 等

事業者によってプランに含まれる具体的な提供内容は異なるが、料金設定は次のように設定されている。

○例1

入会金	12万円
死後事務支援	12万円（預り金）
葬儀支援	20万円（預り金）
納骨支援	別途協議

○例2

入会金	14万円
死後事務支援	21万円
葬儀支援※死後事務支援必須	28万円～

また、「エンディングサポート」や「生前契約（葬儀・供養）プラン」と独自の

名前をつけて、他事業者の葬儀支援と一部同じような支援を提供する事業者や、「信託」としてプランを提供する事業者もある。

○エンディングサポート

契約料金	20万円
エンディングサポート手数料	15万円～25万円+実費（納骨、永代供養、残置物撤去費用等）

提供内容：危篤・訃報時の緊急対処、親族等関係者への連絡、喪主代行、永代供養に関する事務等

○生前契約（葬儀・供養）プラン

サポート料金	6万8千円+実費+預り金（費用の記載なし）
--------	-----------------------

提供内容：無料相談、葬儀と供養方法の確認、葬儀社と供養業者との間で引受確認書の締結、死後事務委任契約（公証役場にて）、財産管理契約（司法書士法人にて）、葬儀・供養の費用と報酬の預かり

○葬儀信託プラン

初期費用	18万円～
	基本契約料 5万円
	基本サービス利用料 5万円
	信託口座利用料 6万円
	公正証書契約料 2万円
	サポート計画料 別途見積
死亡後にかかる費用	①預託金もしくは②死亡後に精算のどちらかを選択（葬儀、納骨・施設等残置物撤去費、入院精算費等の実費）

（4）法的サポート

法的サポートについては、11社のうち2社が単独のサポートを提供していた。

○例1

入会金	約1万円
年会費	約1万円 (無料相談、会報誌、エンディングノートの作成補助・預かり、遺産整理契約受任時の着手金無料、料率割引)
各支援料	いずれも10万円+月額料金（契約内容により見積もり） ①財産管理

	<p>②任意後見（任意後見人の引き受け）</p> <p>③遺言信託（遺言書の作成補助、保管、相続発生後の遺言執行）</p>
	<p>※公証役場に支払う手数料は別途</p> <p>※遺言執行手続き報酬は別途</p>

○例 2

入会金	14万円
事務代行管理	15万円
各支援料	<p>いずれも8万円（弁護士以外）、15万円（弁護士の場合）</p> <p>①財産管理支援（法律相談、財産管理契約、個別の財産管理・代理行為、各種契約代理）</p> <p>②成年後見支援（法律相談、任意後見契約、法定後見、後見監督、後見人候補者の推薦）</p> <p>③相続支援（法律相談、遺言書の作成、遺言執行）</p>

（5）包括的プラン

11社のうち上記の4つの内容（「身元保証」「日常生活支援」「終活支援（死後事務）」「法的サポート」）を包括的に網羅したプランを提供する事業者が4社あった。提供する内容がそれぞれ異なるため単純な比較はできないが、以下のよ
うな料金設定となっている。

○例 1

初期費用	
申込金	5万円
会費	5百円／月
分担金	15万円
公正証書作成費用	約10万円
預託金（生前事務用）	10万円
預託金（死後事務用）	60万円～

契約後に必要な費用	
会費	1千円／月
サポート費用	1万円～／6時間程度 5千円～／3時間程度
身元引受保証等事務手数料	入院・入居等身元引受保証の依頼：5千円 緊急連絡先の依頼：3千円／件
その他	高齢者施設等の連帯保証：施設等へ支払う 金額（月額）3カ月程度 任意後見人報酬：月額3千円

○例 2

契約時	パック料金	
	基本事務手数料	17万円
	基本契約手数料	5万円
	公正証書等契約手数料	30万円
	身元保証手数料 (月額施設費用10万円以下)	35万円
	生活事務サポート事務手数料	10万円
預託金	エンディングサポート手数料	
	直葬の場合	15万円
	直葬以外の場合	25万円
葬儀、納骨、永代供養実費／施設等残置物撤去実費／入院精算費		
毎月	5千円／月	
財産管理	(委託契約によるもの) 5千円／月	
	(任意後見によるもの) 3万円／月	
入院時	入院時対応手数料 2. 5万円／1回	
	入院時保証手数料 6万円／1回	

○例3

料金	約77万5千円～	
	入居身元保証	5～19万円（施設入居の場合は入居先施設の月額費用に応じた料金）
	任意後見サポート	43万円
	入院身元保証	4万5千円～19万円
	エンディングサポート	25万円～
※生活支援は別途		

○例4

入会金	初期費用10万円
月額料金	4千～8千円／月
※施設利用月額料金10万円の場合。	

(6) 低所得者向けのプラン

生活保護受給者のための特別プランを設定している事業者は3社あり、初期費用の低額設定や、分割払いを認めている。

以上、身元保証等高齢者サポート事業者のサービス内容と料金設定を見てきた。事業者によって提供サービスや組み合わせが異なり、料金設定も入会金、月額料金、預託金の設定や都度実費負担等様々であり、単純な比較が難しい。

これら身元保証等高齢者サポート事業者については、過去に大手事業者の経営破綻から消費者被害が発生した例があり、平成29年1月31日には消費者委員会より「身元保証等高齢者サポート事業者に関する消費者問題についての建議」²が出され、消費者向けの啓発資料³も作成されている。身寄りのない高齢者や、彼らを受け入れる施設側の需要を背景に拡大しているサービスではあるが、これらサービスを利用する際は、実際に利用する方のニーズや施設側の求められる内容を十分に把握し、慎重にプランを検討することが求められる。

² 注1と同じ。

³ 「『身元保証』や『お亡くなりになられた後』を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ」(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/pdf/caution_018_180905_0001.pdf (閲覧日：令和2年3月11日)

研修『成年後見制度について』

身寄りのない高齢者等を支援する当法人の職員および関係機関向けに、当事業検討委員でもある宮城県司法書士会常任理事の渡辺亨氏をお招きし、研修会を開催した。

日 時	令和1年12月14日（土）10：00～12：00
会 場	宮城県自治労会館401号室
講 師	宮城県司法書士会 常任理事 渡辺亨氏
内 容	成年後見人制度について
参 加 者	約30名



先進事例の視察

1. 観察報告

保証人の問題に先進的に取り組まれている（1）長野県社会福祉協議会（長野県）及び（2）特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島（鹿児島県）を視察した。

（1）社会福祉法人長野県社会福祉協議会

訪問日程：2019年6月28日（金）

場 所：長野県社会福祉協議会

＜視察先報告＞

○長野県あんしん創造ねっとの概要

（経緯）

平成26年に長野県社会福祉協議会（以下、長野県社協）が信州パーソナルサポートモデル事業を受託して相談支援を実施。平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、県内各郡市に自立相談支援機関が23か所設置され、生活困窮者支援の中で、保証人の課題や既存制度の狭間へ対応するための社会資源開発の必要性を認識する。平成28年12月より社協の公益的な取り組みを検討する中で入居保証、身元保証制度の検討を始め、平成29年10月に『あんしん創造ねっと』の事業を開始した。

（内容）

社会福祉法人の地域公益活動として、長野県内の社会福祉協議会が参画し事業を実施。事業としては、入居保証・生活支援事業、身元保証・就労支援事業、さらに乳幼児支援品提供事業、生活改善支援事業を展開している。

入居保証・生活支援事業では、住む場所を必要としているにも関わらず、保証人がいないことから住居確保ができない方に対して、滞納家賃及び原状回復費用を保証するとともに、地域における生活の支援を実施している。

身元保証・就労支援事業では、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ就労の機会を逃してしまうことを防ぐため、就労後に支援対象者が何かしらの理由で就労先に与えた損害に対して見舞金を支給することを雇用主と契約する。

○事業の特徴

➤ 様々な社会資源との連携

長野県では、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を、生活就労支援センター『まいさぽ』と名称統一している。上記の入居保証及び身元保証事業につ

いては、「まいさぽ」によるアセスメントと支援プランとして住宅確保の計画を立てることを要件としている。

また、入居後の生活支援は地元の社会福祉協議会が担い、多機関との連携による包括的な対応を目指してもらっている。具体的には、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職や、医師や保健師などの医療関係者、そして行政職員等と連携した時間軸における支援等である。長野県社協が事業のスーパーバイズを行い、市町村社協が包括支援コーディネートを行うなど、役割分担・協力関係ができている。

▶ 入居保証・生活支援事業について

賃貸住宅に入居される方とは入居保証利用契約を締結する形にしており、保証料は、2年間で1万2千円を入居者が長野県社協に一括払いすることとなつておらず、民間の保証会社に比較すると低額になっている。「まいさぽ」や地元の社会福祉協議会の支援を受けることにより、見守りなど、入居後の支援についてもサポートされるため、現時点での保証事故は起きていない。なお、この保証には死因贈与契約、停止条件付贈与契約もセットされており、死亡時や失踪時の残置物の処理についてもカバーされている。

県営住宅については、県との契約をもって連帯保証人欄の記載を要しないものとする、との取り扱いがなされており、市町村の公営住宅にも広がりを見せて いる。

＜課題解決に向けての考察＞

- 今回視察した長野県社協の「長野県あんしん創造ねっと」の取り組みは、利用者の身元保証を単に金銭的な側面だけで支えることを目的としているのではない。むしろ、孤立しがちな利用者に対して、生活困窮者総合相談窓口、市町村社協、民生委員、障害者相談事業者、地域包括支援センターなど様々な関係者が、支えるネットワークを創造することに重点が置かれている点が興味深く感じた。身元保証人の問題は、単に経済的な問題だけでなく、その人の様々な社会関係を代替するという問題の側面があり、こうした問題意識のもとに取り組まれ、様々な工夫がなされていることが印象的であった。施設入所への身元保証の問題も同様の側面があり、経済的な問題の解決に合わせて、利用者を支える社会関係の構築という視点が重要であると痛感した。
- 保証契約を行う団体の信頼性については、行政や第三者機関などの格付けなどがあれば、利用者双方ともにわかりやすいとは思うが、迂遠な方法であることは否めない。今回の視察では県社協が旗を振って、県内市町村社協が追従するという見た目にもわかりやすい関係性から発展し、周辺関係団体を巻き込み、

実際に連携やワンストップサービスを実現させている。借主など利用する側の条件を整備することは最低限必要ではあるが、貸主など物件等を提供する側のリスクを重要視し、問題点を一つ一つ取り除いていくような丁寧なリスク管理の提案が必要とされるであろう。

- 「まいさぽ」を利用することによって、一定の条件はあるが、県営住宅の入居が促進されるのは、素晴らしい制度だと思われる。本来なら、県営住宅は保証人なしで入居をさせるべきだと考えるが、保証人なしだと滞納した場合の問題が生じるので、税金を支出している県の立場からすると難しいのも理解できる。そこで第三者、特に社協などの公的機関が、保証人になることの意義は深いものと思われる。今後は、家賃保証だけではなく、福祉・医療現場における保証人・身元保証人などの問題についても考えていかなければならない。また、家賃保証は、県営住宅だけではなく、民間の賃貸住宅にも行っており、これによって住宅の確保が少しでも容易になることは素晴らしいことである。やはりこのような先進的な取り組みを始める組織には、核となる人がいて、その人を中心にはサポートする仲間がたくさんいることが分かった。
- 次の点も興味深く感じられた。
 - この事業が、市町村社協ではなく、県社協が市町村社協を取りまとめる形で取り組まれていること
 - 生活困窮者の相談窓口におけるアセスメントや計画策定を条件としていること
 - 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の仕組みを活用していること
 - 社協や事業者だけでなく、民生委員、チバイト（長野県社協が取り組んでいる就職活動応援金付職場体験事業）に協力している民間事業者等地域の様々な関係者の力を引き出している仕組みであること

これらの点は、長野県社協が自立支援相談窓口の中心的存在となっていることが背景にあるため、全国どこでも対応できる仕組みではないと思われるが、社会福祉協議会が中心となる仕組みとしては優良なモデルになるケースだと思われる。

（2）特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

訪問日程：2019年10月18日（金）～10月19日（土）

場所：1日目：NPO 法人やどかりサポート鹿児島、NPO 法人つながる鹿児島

2日目：「つながるセミナー・つながる相談会」

（玉里団地第一市営住宅町内会集会所）

<視察先報告>

NPO 法人やどかりサポート鹿児島と NPO 法人つながる鹿児島の事務所を視察し、その取り組み内容について説明を受けた。

① NPO 法人やどかりサポート鹿児島

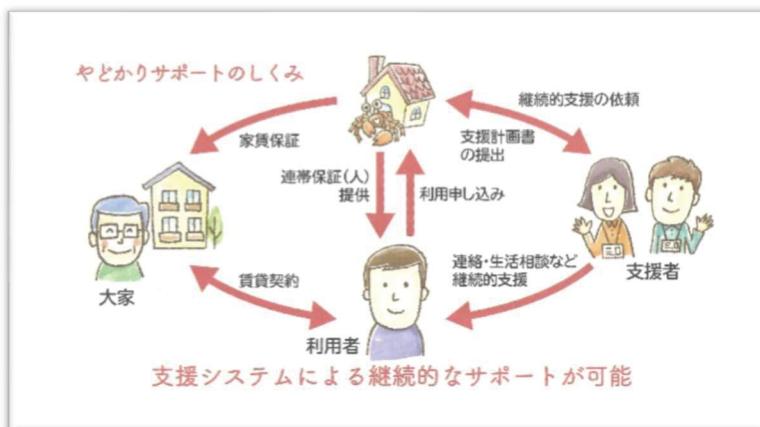
○やどかりサポート鹿児島の概要

ホームレス生活者の住宅確保支援の際や、長期入院精神障がい者の退院支援の際に「連帯保証問題」に直面し、この共通の課題を解決するために2007年に設立された。障害・生活困窮・高齢等のために、賃貸住宅に入居する際に必要とされる連帯保証人を確保することができずに支援を必要としている人たちに対して、連帯保証を提供する事業を行っている。

○やどかりサポート鹿児島の連帯保証事業の特徴

➤ 支援者の配置を要件

支援者がある場合には保証事故発生が少ないのでに対して、支援者がない場合には保証事故発生が多かった背景から、2018年より社会福祉法人や社会福祉協議会と協定を結び、連帯保証を行う場合には地域福祉として必ず「支援者」を配置してもらう「地域ふくし連携型連帯保証提供事業（以下、地域ふくし連帯保証）」を開始した。「提供すべきは連帯保証だけでなく、地域とのつながりである」と考え、社会福祉法人や社会福祉協議会との協定を結ぶことを進めている。



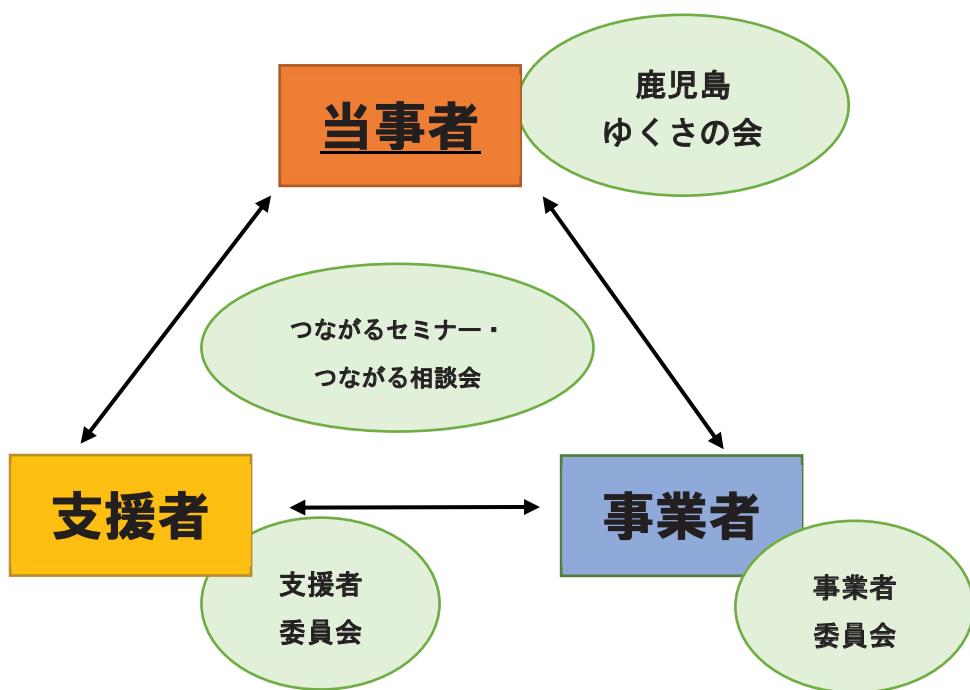
➤ 「互助する暮らし方」の提案

2019年度社会福祉振興助成事業として、「互助会」加入を前提とした連帯保証事業を行う「やどかりハウス」を実施。やどかりの地域ふくし連帯保証の利用開始時に「互助する暮らし方」を提案している。



② NPO 法人つながる鹿児島

当事者・支援者・事業者がそれぞれの立場から、「身寄り」の問題の解決に挑み、互いに協働する事業を行っている。



➤ 支援者委員会（支援者）

『身寄り』がない方、少ない方、社会的に孤立した方が抱える複合的な課題を的確に解決するため、弁護士・司法書士といった法律職、社会福祉士・精神保健福祉士・MSWといった福祉職、民生委員、保護司といった地域の社会資源による支援者ネットワークを構築することを目的として設置。

➤ 事業者委員会（事業者）

『身寄り』のない方が住居・医療・介護等から排除されないようにするために、どのようにすれば、連帯保証人や身元引受人なしで利用者を受け入れができるか、事業者自身が検討を行い、結論を導き出すことを目的として設置。不動産事業者、医療法人、社会福祉法人等による会議を行い、これら事業者が、自ら、どのような代替策があれば、連帯保証人や身元引受人なしで、利用者を受け入れができるかについて検討を行っている。

➤ 互助会（当事者）活動の応援

つながる鹿児島では、『身寄り』がない方、少ない方、社会的に孤立した方が相互に支え合うための互助会的団体の活動を応援している。中でも鹿児島ゆくさの会には現在約90人の会員がいる。会員同士の親睦、交流、困ったときの助け合い、『身寄り』がないために起きがちな問題への備えを行っている。

○つながる鹿児島の特徴

➤ 家族という支援の形の再検証

家族による支援という形を再度検証し、家族がいても身寄り問題が発生する現実があることを踏まえ、互助の可能性に積極的に取り組んでいる。

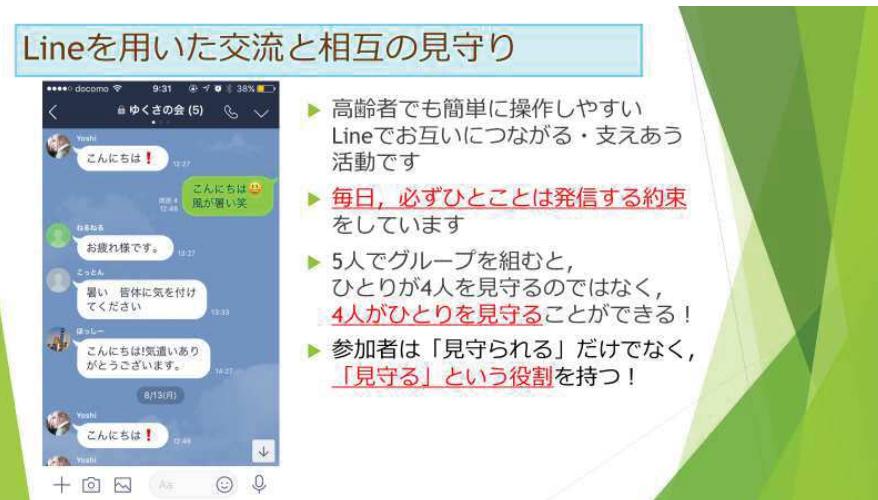
➤ 情報共有ファイルの作成

情報共有ファイル「つながるファイル」(※巻末の参考資料に掲載)を作成し、万が一の時の対応(入院時の延命治療や死亡のこと、連絡先など)について会員同士で情報を共有することにも努めている。「つながるファイル」は当事者だけで記入することは難しいが、支援者が一緒にになって相談しながら記入することとされている。

➤ 互助の強化

互助つくりを重視し、その一つにスマートフォンアプリのLINEを利用している。希望する会員は、1日ひと言は必ず送信する約束のもとLINEグループに入会し、交流と相互の見守り(安否確認)を実現している。

また、サロンのような話ができる場をつくるだけでなく、互助組織に参加している方が入院した場合に病院にお見舞いに行くなどの取り組みをしている。病院側にとっても、こうした取り組みが歓迎されている。



③ つながるセミナー・つながる相談会

NPO 法人つながる鹿児島の主催で開催された「つながるセミナー・つながる相談会」を見学した。相談会は、つながる鹿児島の芝田理事長の司会のもと、実質的なサポートの担い手である鹿児島ゆくさの会の協力で進められた。

玉里団地は老朽化による建替も計画されている市営住宅で、団地内では高齢化が進み、70歳以上の住人が150名ほどいる。それに伴って、身寄りがないことによって連帯保証人を立てられないことから医療その他のサービスを受ける上で支障が生じつつあるとのことだった。

初めて参加された玉里団地の住民の方々は、鹿児島ゆくさの会において実際に行われている互助活動の内容に触れて、自分たちにもそうした支えあい助けあいが必要だと感じている様子であった。

○相談会に参加した感想

- 団地での説明会では、参加者の1人から自分が入院した際に自宅に届いた郵便物を病院に持ってきてもらうために、便利屋に数千円の手数料を支払わなければならなかつたことが紹介され、互助組織の果たすべき役割を実感した。
- セミナーでは、ゆくさの会の成り立ちや、会員からゆくさの会に入会してからの出来事などを参加者にお話しする機会などがあった。今後、1人になることへの不安を抱え生きていくときに、心の拠り所としての機能を果たすのがゆくさの会であり、一人で解決できないことも、みんなで解決していくこうという互助の精神については、感銘を受けた。
- 相談会の趣旨は、身寄りがないことによって生じる様々な問題について、互助の考え方に基づいて当事者同士が互いに助け合うことによって対処していくことということであり、今後同様の取組みが仙台でも有効になるのではないかと思われた。

<課題解決に向けての考察>

- 身寄りがないことによって保証人等を立てることができず、結果として福祉制度の利用が困難になることは少なくないが、鹿児島ゆくさの会ではそうした状況に対してお互いに助け合って前向きに状況を改善していくこうと互助会としての活動を進めている。その活動の一環として「つながるファイル」の記入があり、ファイルを記入した人については、つながる鹿児島が緊急連絡先となるとのことだった。その意味では、互助会に加入して活動することが安否の確認や身元の保証等につながる流れがあり、身寄り問題に対する有効的な施策がない

中で、「支え合う」ことが問題に対する一つの解答になることが実感できた。このような活動が全国それぞれの地域で広がることが、身寄りがなく、保証人等がないことによって福祉制度の利用が困難になる人々の状況を改善することに役立つものと考える。

- 身元保証として行われていることは、利用料の支払い等財産管理に関する事項、医療同意、亡くなられた後の葬儀や埋葬に関わること等広範囲に渡っている。こうしたこと全てを1人の身元保証人が対応することは、現実的ではないのではないか。NPO法人やどかりサポート鹿児島やNPO法人つながる鹿児島の取り組みは、こうした身元保証の問題を一つの人や機関で担当し、処理しようとするのではなく、社会福祉法人や社会福祉協議会等地域福祉の担い手の力を借りるとともに、当事者の互助的な活動を含め、様々な人々や機関の力を合わせて対応できる仕組みづくりを目指している。地域福祉の担い手である各種の機関や民生委員などの力を統合しようとする取り組みはとても興味深い。更に、当事者の互助組織が果たすことについて、鹿児島の事例は大きな可能性を感じる。互助組織づくりに取り組む各地の経験を集めることができたら、とても有意義ではないか。
- 住居の保証人に関しては、やどかりサポート鹿児島とつながる鹿児島の取り組みは大変参考になると思われる。互助機能がしっかりと働けば、会員相互による見守りのような効果があり、体調不良や孤独死の早期発見が可能である。そして、この互助会を利用することを条件として住居の保証人となることで、上記リスクの回避にもつながり、一石二鳥だろう。

実際に身寄り問題に直面している本人としては、「答え（保証人）」が欲しいのか、「話を聞いて（保証人に付随する機能）」欲しいのか、相談の際の見極めは重要なと思う。システムチックに「答え」を提供することで、住居の取得はできたものの、心の隙間が埋まらない、むしろ広がるといったこともあるかもしれない。根本的に「一人である」という状況も同時解決しなければ、ある日突然行方不明に、といったケースは防げないだろう。「保証事故の減少＝心の隙間の減少」ということが言えるのではないだろうか。行政機関は「答え」を出せるし、出す責任もあるだろう。ただ、心の隙間を埋めるべく「話を聞く」というのを、行政機関に求めるのは難しいかもしれない。

福祉施設等で求められる保証人問題についての解決策に、今回の視察のケースは当てはまるか考えた時、合致するとは言い難い。福祉施設等は病院が求める保証人と同様の機能を求めるに推察されるからである。金銭管理に後見人を利用し、連絡先として互助を利用する限界ではないだろうか。ただ、一つの施設で前例を作れば、その施設においての突破口にはなり得るとは思う。あとは、

施設側と密に連携し、情報共有を図り、都度方針を確認することができる機関や団体が存在すれば、施設側からの信頼につながる要因になり得るのではないだろうか。

- 誰でもいざれは一人になるものだという現実を考えてみたとき、鹿児島ゆくさの会の互助の考え方は、すべての人にとって必要になる基本的な考え方であるように思う。鹿児島の身寄り問題や連帯保証の問題についての先進性は、そのコアな部分を担う「互助」の考え方が機能しているところにあり、そこは特筆すべき点であり、見習うべき点であると感じた。

まとめ

高齢者施設への入所にあたって保証人が求められ、保証人をつけられないために、適した施設の入所が困難になるケースが少なからずあるため、その解決方策を検討することが本事業の目的である。

1. 保証人に求められること

まず、保証人に求められている内容を見てみよう。

身元保証を行っている民間団体・会社についての調査から、その保証する内容を見てみると次の項目が対象となっている。なお、保証を行っている団体・会社が全ての項目をカバーしているわけではなく、これら項目の一部を保証している。

➤ 身元保証

施設等への入所時の身元保証、入退院時の身元保証、連帯保証、緊急連絡先としての登録

➤ 日常生活支援

金銭管理、緊急貸付、施設等探し・入所手続、通院同行・入退院時の対応、引越、安否確認・見守り、緊急時の親族への連絡

➤ 終活支援（死後事務）

エンディングノート作成、葬儀供養、精算代行、住居明渡、遺品整理、行政手続、相続手続等

➤ 法律援助

成年後見、財産管理、遺言

ヒアリング調査を行った4つの施設において、保証人がいないことによって懸念されることは大きく次の3つの問題であった。

➤ 施設の利用料の費用負担

➤ 医療、看取り等の同意

➤ 死後事務（亡くなられた後の遺骨や財産処分等）

それぞれについての各施設でのヒアリングの内容をまとめると次の表1の通りである。

表 1

利用料の費用負担	特別養護老人ホーム 「利用料の確保」が必要。 ケアマネからの紹介なので、ケアマネに入つてもらつて調整。	住宅型有料老人ホーム 生活保護利用者は、生保CW、介護保険利用の場合はケアマネが関与。	住宅型有料老人ホーム 「利用料の確約」は、入所時にケアマネに入つてもらい、調整。 過去に帶納のケースがあつたが、転居しもつた。	特別養護老人ホーム 年金が振り込まれる口座を確認し、家族の生活用の口座との区分けを求め、年金の通帳を施設で貴重品として管理。(滞納が生じるには、利用者年金が家族の口座に振り込まれるケースが多い。)
医療、看取り等の同意	入所時に施設で看取ることについて意向を確認。施設での看取りを本人が望めば同意をいたした上で病院へは搬送しない。その際、施設で亡くなると、検視で遺体が調べられることがある点も含めて説明。	同意を求められれば、「痛みを少なく、一般的範囲内で」。「施設に戻れるかどうか」も延命治療の判断基準。	入所時に、救急時には病院に搬送することを伝えてある。	入所者が入所前につながりのある地域の住民の話を聞き取ることにより、入所者の日頃の言動を理解でき、ケアに生かすことができる。
死後事務	亡くなられた時に靈安室に安置して直葬したことがある。	葬儀などは本人のこだわりがなければ、内容は決まっている。	死後事務についても、入所時にケアマネに調整してもらう。	施設で亡くなられた場合、火葬までは遠い親族に行つてもらったが、埋葬ができなかつたケースがあつた。納骨の民間サービスを活用した。
全体的に	医療同意などは本人以外はできない。それ以外の入院手続きや葬儀の手配等、親族でなくともよい。よくわからぬ保証会社よりは、入所の調整の時から関わっているNPOなど顔が見える人が動いてくれる方が安心。	日常的な金銭管理は、成年後見人。選任されていない場合、選任申立、また、日常生活自立支援事業の利用を推奨。亡くなつた時の対応は、生保受給者の方はCWが対応してくれるため容易。低年金者の方が難しい。	(ほとんど)のケースは、家族がおり、ケアマネが家族の了解をとつて入所。アパートで独居の生活保護受給者を受け入れたことがある。町役場と本人と病院とが、救急時には病院に搬送する約束があつたので受け入れた。問題が生じることはない。	入所前にケアマネが家族探しや行政との調整を行ふので、入所前に問題を解決してもらっている。

* 令和元年 6 月 3 日医政総発 0603 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」
発出について(通知)」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou_inonaihitohentaiou.html)

以上の二つの調査から、「身元保証」として求められる項目は、それぞれ内容の違う次のような項目であることが分かる。

- 施設の利用料の費用負担
- 医療、看取り等の同意
- 死後事務（亡くなられた後の遺骨や財産処分等）
- 日常生活支援
- 法律的援助

2. 医療や看取り等の同意

それぞれの内容について見てみよう。最も難しい問題は、医療、看取り等の同意の問題であると思われる所以で、まず、この問題から見てみる。

どの様な医療行為を望んでいるかは、本人の意志の問題であり、基本的には本人にしか分からぬ問題である。何らかの事情で、本人が自らの意思を表現できない時に、その意思をどの様に推定するかという問題を考えることができる。

最も望ましい方法は、本人が自らの意思を文書で書き残すことであり、エンディングノートなどと言われる方法であろう。また、人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」(本人が望む医療やケアについて、前もって考え、周囲の信頼できる人たちとし合い、共有する取組⁴⁾と呼ばれている取り組みも推奨されている。

この問題については、厚生労働省から以下の様な意思決定支援のガイドラインが示されている。

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
※このガイドラインの中で、本人の判断能力が不十分で意思決定が困難な場合には、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂 厚生労働省)(以下「プロセスガイドライン」という。)の考え方方が援用されている。
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月厚生労働省)
- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月厚生労働省)

これらガイドラインの中で、本人の意思が確認できない場合について、それぞれ次の様な指摘がなされている。

⁴⁾厚生労働省のホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html

プロセスガイドライン

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

厚生労働省ホームページ参照 関連部分だけ抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>

なお、このプロセスガイドラインの解説編において、上記「家族等」について、次の注釈が示されている。

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン 解説編（注 12）

- ・ 家族等とは、今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みますし、複数人存在することも考えられます。

厚生労働省ホームページ参照 関連部分だけ抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

（平成 30 年 6 月厚生労働省）

- ・ 意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制（以下、「意思決定支援チーム」という）が必要である。
- ・ 本人が自ら意思決定できる早期（認知症の軽度）の段階で、今後、本人の生活がどのようにしていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である
- ・ 特に、本人の意思決定能力に疑義があつたり、本人の意思決定能力向上・支援方法に困難がある場合は、意思決定支援チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う。

- ・ 意思決定支援にあたっては、特に、日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人から情報を収集し本人を理解し支援していくことが重要である。また、地域近隣で本人の見守りをしていただいている方など、日頃から本人とつながりがある方と関わることも重要である。
- ・ 意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。
- ・ 本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度、記録を残しておくことが必要である。

厚生労働省ホームページ参照 関連部分だけ抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月厚生労働省）

- ・ 意思決定支援の基本的原則

(1) 及び (2) 略

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

- ・ 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることができ。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアソポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

- ・ 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支

援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

厚生労働省ホームページ参照 関連部分だけ抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-12200000-Shakaiengokokyushougaikhokenfukushibu/0000159854.pdf#search=%27>

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

これらの3つのガイドラインを参考に考えると、

- 親族以外にも本人のことによく知る関係者が集まって、
- 本人が日常生活等の場で示していた言葉、表情、感情、行動等を元に本人の意思を推定することが望ましいとされている。

また、今回、調査対象とした特別養護老人ホームで次の様な取り組みがあった。

「利用者が施設の中で話していることが理解できないことがあったが、つながりを持っていた地域の人の話を聞き取ることによって、利用者が言わんとしていたことを理解できたこともある。その人に時折面会に来てもらうことも、とても重要である。」

この様に、医療や看取り等の同意は、身元保証人という1人の人間が単独で決定するのではなく、本人のことをよく知っている関係の人の意見を集めて、本人の意思を総合的に推定することの重要性が指摘されている。

3. 施設の利用料の費用負担

高齢者施設に対するヒアリング調査を通じて明らかになったことは、施設への入所は、利用者と施設との間での契約であるが、その際、地域包括支援センターの職員、介護保険の適用を受ける場合にはケアマネージャーが、生活保護の被保護者の場合には生活保護のケースワーカーが関与し、関係者等との調整を行っていることである。

施設側は、利用者本人が受け取る年金額などを考慮し、継続的に利用料の負担が可能であることを確認した上で、入所を受け入れている。仮に、負担が困難なケースについては、民法上の扶養義務の問題が関係し、扶養義務を有する親族が負担することとなる可能性もある。また、扶養義務者を含めて負担が困難な場合には生活保護の適用が検討されるケースもある。

また、利用料負担の問題は利用者の財産管理の問題であり、成年後見人が選任されている場合には、成年後見人の関与が不可欠となる。

ケアマネージャーやケースワーカーは、こうしたことを含めて、関係者と調整する必要がある。

したがって、単なる身元保証人が果たしている役割はあまりないと推測される。逆に、身元保証人が利用者の子供等の場合で、利用者本人の年金を自らの生活費として充当しているため、滞納となっているケースも見られる。このことも考え合わせると、身元保証人がいれば問題が生じないと考えることには疑問を抱かざるをえない。

4. 死後事務（亡くなられた後の遺骨や財産処分等）

死後事務の問題は、葬儀や遺骨の取扱いの問題と、それ以外の残置物や遺品等の処分の問題に分けて考える必要がある。

葬儀や遺骨の取扱いについては、次の様な法律の規定がある。

➤ 墓地、埋葬等に関する法律(抄)

第9条 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の規定を準用する。

➤ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(抄)

第7条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

これら法律の規定によれば、死体の埋葬又は火葬を行うものがいないとき又は判明しない時には、死亡地の市町村長が、埋葬又は火葬を行うこととされている。したがって、何らかの形で市町村と相談していく必要がある。

残置物や遺品等の処分の問題については、これらの物品は民法上の相続財産となるため、親族等の相続人との調整が必要になる。また、成年後見人も死亡事務の一部を行うこととなっている。したがって、この問題の処理には、成年後見人や弁護士、司法書士など法律の専門家と相談する必要がある。

5. 身元保証のあり方

以上、施設の利用料の費用負担、医療、看取り等の同意、死後事務（亡くなれた後の遺骨や財産処分等）の三つの項目について整理してみた。いずれも様々な関係者や専門機関の関与が必要となることが明らかになった。

三世代が同居する家族が一般な時代であれば、例えば、扶養義務者であり、相続権者である利用者の子供が、利用者と生活を共にし、利用者の終末期医療などに対する考え方を十分理解しているという状況は普通のことであり、子供が1人で全ての役割を果たすということは、大きな問題はなかったのではないかと思われる。しかしながら、核家族化の進展など家族の形は大きく変化しており、親世帯と子供世帯が分離し、地理的にも離れて生活していることはごく普通のこととなっている。また、高齢者単身世帯も増加している現状から考えれば、家族・親族が、「身元保証」という形で、全ての役割を果たすことは必ずしも現実的な選択ではなくなっているのではないかと考えられる。

例えば、利用料の負担は扶養義務者として、死後事務を担うことは相続権者として可能であっても、普段は離れて生活しているため、終末期医療などに対する利用者本人の意向は十分理解できないことは十分想定できる。むしろ、近所に住み日頃から交流のある隣人の方が、遠隔地の親族よりも本人の考え方を理解している場合も少なくないであろう。さらに、年金制度や介護保険、医療保険等の社会保障制度により、家族が扶養義務者として果たさなければならない役割を大きく低下させている。利用者本人の年金だけで利用料をまかなうことが可能なケースも普遍的となっている。

こうした中で、家族・親族に過度に依存する「身元保証」の仕組みは見直される必要がある。先に示した意思決定のガイドラインで示されたように、関係者がチームを組んで、様々な役割を分担していくことが現実的だと考えられる。

チームには、利用者の信頼が得られている次のような者の参加が期待される。

- 家族・親族
- 地域包括支援センターの職員、ケアマネージャー、生活保護ケースワーカー、障害者相談事業所の職員等医療福祉関係者
- 日常的生活を共にしている友人、近隣住民等
- 成年後見人
- 弁護士、司法書士

無料低額宿泊所等の施設に入所している利用者については、施設の職員や施設の他の入居者が日常的に生活を共にしている者の立場で、チームに参加することも考えられる。

こうしたチームにおいて、利用者が高齢者施設に入所するにあたって求めら

れる役割を明確にし、チームを構成するメンバーが必要な役割を分担し、果たしていくことが求められる。

6. 見守りのネットワークや互助組織の形成

今回視察した、「長野県あんしん創造ねっと」の取り組みは、孤立しがちな利用者に対して、生活困窮者総合相談窓口、市町村社協、民生委員、障害者相談事業者、地域包括支援センターなど様々な関係者が支えるネットワークを創造することに重点が置かれている。身元保証の問題は単に経済的な問題だけでなく、その人を支える様々な社会関係を代替している。ここで提案するチームがこうした「長野県あんしん創造ねっと」のように、施設の入所後の利用者の生活を支えるネットワークとして活動していくことができれば、理想的であろう。

また、「つながる鹿児島」が取り組んでいる情報共有ファイルである「つながるファイル」の取り組みや、当事者の互助組織である「鹿児島ゆくさの会」の取り組みも参考になる。

「つながるファイル」は、万が一の時の対応（入院時の延命治療や死亡後のこと、連絡先など）について会員同士で情報共有することを目指している。支援者が一緒になって相談しながらファイルを記入していくことは、単に事務的に意思を聞き取り、確認するだけではない。意思決定のガイドラインで示されているとおり、利用者本人と関係者が話し合いを繰り返しながら、利用者本人のこれから的生活の見通しについての意思決定を支援する姿に合致している。

身寄りがなく、社会的に孤立しがちな方々が相互に支えるための組織である「鹿児島ゆくさの会」は大きな可能性を秘めている。身寄りのない方が入院した際、自宅に届いた郵便物を病院に持ってきてもらうために、数千円を払って便利屋に頼んだというエピソードは、こうした互助組織があれば、他のメンバーに気軽に頼めるような事項であったであろう。

高齢者施設の入所の保証の問題を、必要とされる役割を明確にし、様々な関係者が分担しあうことで解決する方式を提言した。しかし、機能に着目して主として専門職が分担し合うことも重要であるが、それだけでなく、お互いに信頼し合える仲間同士で助け合う重要性も忘れてはならない。これらの二つの支え合いは、人々の生活を支える車の両輪なのではないだろうか。

添付資料

高齢者施設等の保証人等に関するアンケート調査票

つながるファイル（NPO 法人つながる鹿児島）

2019年度年賀寄付金配分事業 高齢者施設等の保証人等に関するアンケート調査（お願い）

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は仙台市においてホームレス等の支援にはじまり、支援付き住居（無料低額宿泊所）を運営し、入居者の生活支援を行っております。入居者の中には高齢で施設等につなげる必要のある方もいらっしゃいますが、身寄りがなく保証人等を確保できないことから入居が進まないこともあります。この問題は当法人に限らず、今後子どものいない世帯が多い世代が高齢になるときには、保証人等の確保がより一層難しくなるのではないかと危惧しております。このたび日本郵便株式会社より助成をいただき実施しております本調査は、高齢者施設等での保証人等の取り扱いの実態を把握し、保証人等に代わる仕組みの可能性を明らかにすること目的としています。

つきましては、皆様に保証人等に関するアンケート調査にご協力いただき、サービスを必要としている人にサービスが行き届く社会の実現に役立てたいと考えております。

皆様におかれましては、ご多用のところ大変恐縮ではございますが、何卒ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

令和元年7月31日
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
理事長 立岡 学

1. 本調査は、主に貴施設への入所（入院・入居）する際の手続きの状況や、身元引受人／身元保証人等に関する対応等についての設問となっております。事務長様や相談員様など実際に入所にあたっての手続きを把握されている方にご回答いただきますようお願い申し上げます。
2. ご記入いただいた情報はすべて統計的に処理し、法人名／施設名等が公表されることはありません。また、調査研究の目的以外では一切使用いたしません。
3. ご記入が終わりましたら、ご回答に漏れがないかをご確認の上、同封の返信用封筒にて令和元年8月20日（火）までにご返送ください。なお差し支えなければ、本調査の回答の基になっている入所（入院・入居）契約書（申込書）のひな型を調査票と一緒にお送りくださいますようお願い申し上げます。Fax あるいはメールでお送りいただいても構いません。
4. 回答にご協力くださった方へは、回答の集計結果をお送り致します。
5. 本調査の趣旨及び回答方法等に関するご質問は、下記の調査事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（担当：茅野・高崎）

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町4-26 リバティーハイツ二日町102

TEL 022-398-9854 FAX 022-398-9856 Mail soumu@onefamily-sendai.jp

法人ホームページ：<http://www.onefamily-sendai.jp/>

施設名			
記入者所属		記入者名	
施設 TEL		メールアドレス※	

※ご記入いただいたメールアドレスは集計結果の送付の際に使わせていただきます。

問1. 貴施設の基本情報についてご記入ください。

(1) 所在地			
(2) 施設種別 (当てはまるもの一つに○)	1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 4 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 5 養護老人ホーム 6 軽費老人ホーム 7 有料老人ホーム <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">⇒ (3) にご回答ください</div>		
(3) 特定施設入居者生活介護の指定の有無	1 指定を受けています 2 指定を受けていません		
(4) 経営主体	1 都道府県、市区町村	2 社会福祉法人	3 医療法人
	4 営利法人（株式会社、合同会社等）	5 その他（ ）	
(5) 入所（入院・入居）定員	() 人※短期入所生活介護・短期入所療養介護は含みません。		
(6) 入所（入院・入居）のため に利用者が支払う月額利用料	() 万円 ~ () 万円		
	※部屋代・食費・水道光熱費・介護費等の合計額をご回答ください。		

問2. 施設入所への契約手続きについて教えてください。

(2-1) 施設への入所（入院・入居）時に用いられている入所（入院・入居）契約書（申込書）について、契約者はどなたになっていますか。当てはまるもの一つに○をお願いします。

- 1 サービス利用者である
- 2 サービス利用者以外である
- 3 1と2のどちらの場合もある

(2-2) 入所（入院・入居）契約書（申込書）について、署名欄に契約者以外の署名を求めていますか。当てはまるもの一つに○をお願いします。

- 1 契約者以外の署名を求めている ⇒ (2-3) へお進みください
- 2 契約者以外の署名は求めていない ⇒ 問4へお進みください

【(2-3)～(3-3)は、(2-2)で1を回答した方へ回答をお願いします】

(2-3) 入所（入院・入居）契約書（申込書）の契約者以外の署名欄の名称について、当てはまるもの一つに○をお願いします。署名欄が複数ある場合は、一番はじめの署名欄の名称をお答えください。

A 身元引受人	B 身元保証人	C 保証人	D 連帯保証人
E 代理人（者）	F (署名) 代行者	G 親族	H 家族の代表
I 成年後見人等（保佐人、補助人含む）	J その他（ ）		

(2-4) ①(2-3)の人に対して求めるものは何ですか。該当する内容に○をお願いします（複数回答可）。
 ②求める内容について、書面での定義づけの【有無】をご回答ください。③「内容」の選択肢は、施設の中でサービス利用者が生活するにあたり契約者もしくはサービス利用者が対応すると思われるものを記載しております。そのうち、(2-3)の人に対応をお願いする頻度はどれくらいありますか。主観で構いませんので、当てはまる箇所に○をお願いします。

	内容	①求める内容 に○をお願い します
財産	1 施設利用料金の支払、滞納の場合の保証	
	2 年金管理など、ご本人の日常的な金銭管理	
	3 損害賠償等の保証	
サービス 提供	4 サービス利用計画書（ケアプラン）への同意	
	5 サービスの提供方針や方法などの本人に代わっての選択・決定	
医療	6 入院する場合の入院手続き（入院契約）	
	7 医療費の支払	
	8 予防接種などの医療行為への同意	
	9 手術や延命治療などの同意	
退去	10 退去時の居室等の明渡し	
	11 退去時の居室等の原状回復義務の履行	
	12 退去時の本人の引受	
死後事務	13 亡くなった場合のご遺体、遺品の引取	
	14 亡くなった場合の預かり金の返還金受領	
	15 亡くなった場合の火葬・埋葬の手続き	
その他	16 施設内で身体拘束が必要になった場合の同意	
	17 緊急時（事故等）の連絡を受けること	
	18 その他（ ）	

【(2-3) の人に対応を求める頻度 回答例】

- 今までに一度も対応をお願いした経験がない。→「経験なし」
- 今までに約 100 人のサービス利用者がおり、そのうち約 3 割の人について対応をお願いしたことのある場合→「2 人に 1 人未満」
- ほとんどすべてのサービス利用者について、対応をお願いしている場合（契約者がサービス利用者と同一であり死去した時など）→「それ以上」

※1 ②書面での定義づけの有無について、契約書（申込書）には定義がなくても別の書類で定義づけされている場合は「有」とお答えください。

②書面での定義づけの有無※1	③ (2-3) の人に対応を求める頻度※主観で構いませんので○をお願いします					
	経験なし	10人に1人未満	4人に1人未満	2人に1人未満	それ以上	
有・無						財産
有・無						
有・無						
有・無						サービス提供
有・無						
有・無						
有・無						医療
有・無						
有・無						
有・無						退去
有・無						
有・無						
有・無						死後事務
有・無						
有・無						
有・無						その他
有・無						

(2-5) (2-4) の回答 ((2-3) の人に求める内容) に優先順位をつけるとしたら、どのようにになりますか。上位 5 位の数字を回答してください。

1 位 _____ 2 位 _____ 3 位 _____ 4 位 _____ 5 位 _____

(2-6) (2-3) の人に署名を求める最大の理由は何ですか。主觀で構いませんので、該当する数字を一つ回答欄にご記入ください。

- 1 利用料滞納等の経済的リスクを回避するため。
- 2 入院が必要になった場合、保証人がいないと入院できないため。
- 3 ご本人の意思疎通が難しくなった場合の対応のため。
- 4 亡くなった場合の引取先・死後事務を行う者を確保しておくため。
- 5 契約書に署名欄があるから。
- 6 よくわからない。
- 7 その他 ()

回答欄

問3. 入居後についてお伺いします。

(3-1) (2-3) の人に署名をもらっても、対応してもらえなかったことはありますか。当てはまるもの一つに○をお願いします。

1 ある

⇒ (3-2) へお進みください

2 ない

⇒問5 へお進みください

(3-2) 【(3-1) で「ある」と回答された方へ】対応してもらえなかったことはどのようなことですか（自由記述）。

(3-3) (3-2) の事柄について、施設としてどのように対処しましたか（自由記述）。

⇒次ページの問5 にお進みください。

問4. 【(2-2) で 2 を回答した方に回答をお願いします。】契約者以外の署名を求めることがありますについて教えてください。

(4-1) 契約者以外の署名を求める理由は何ですか（複数回答可）。当てはまるものすべてに○をお願いします（複数回答可）。

- 1 契約者のみで十分に契約ができる、保証人等は必要ないため。
- 2 サービス利用者が成年後見制度を利用しているため。
- 3 身元保証会社・身元保証団体を利用しているため。
- 4 損害保険を利用しているため。
- 5 施設として市区町村と連携して対応しているため。
- 6 その他 ()

【以下、みなさまへ回答をお願いします。】

問5. サービス利用者以外の者が署名できない場合の対応を教えてください。

(5-1) 入所契約書において、サービス利用者以外に署名をしてくれるような身寄りがない方が入所を希望される場合、どのように対応していますか。当てはまるもの一つに○をお願いします。

- 1 そのまま入所を受け入れる、あるいは条件付きで受け入れる ⇒ (5-2) と (5-3) もご回答ください
- 2 サービス利用者以外の署名がないままでは入所は受け入れていない ⇒ 問6へお進みください
- 3 特に決めていない（これまでにそのような事例がない等） ⇒ 問6へお進みください

(5-2) 【(5-1) で 1 を回答した方へ】身寄りがない場合の受け入れ条件はどのようなものですか。当てはまるものすべてに○をお願いします（複数回答可）。

- 1 条件はない
- 2 行政の関与
- 3 地域包括支援センターあるいは居宅介護支援事業所の関与
- 4 日常生活自立支援事業や介護保険サービスなどの制度サービスの利用
- 5 成年後見制度（法定後見・任意後見）の利用
- 6 民間の身元保証会社等のサービスの利用
- 7 預かり金などの名称で、支払い滞納に備えて事前にお支払いいただく
- 8 本人に緊急対応指示書（医療や死後に関する意思等）を事前に作成いただく
- 9 日ごろお付き合いのある地域住民の関与
- 10 その他 ()

(5-3) 【(5-1) で 1 を回答した方へ】身寄りがない方の受入について、施設としてどのように留意していますか。（自由記述）

問6. 入居者の身寄りに関するお考えをお聞かせください。

(6-1) 入居者の身寄りがいないことにより、困ったことがありますか。当てはまるもの一つに○をお願いします。

1 ある ⇒ (6-2) も回答ください	2 ない ⇒ (6-3) へお進みください	3 受入れたことがない ⇒ (6-3) へお進みください
-------------------------	--------------------------	---------------------------------

(6-2) 【(6-1) で「ある」と回答した方へ】困ったことはどのようなことですか。(自由記述)

(6-3) 生活保護受給者の受入に関して違いはありますか。当てはまるもの一つに○をお願いします。

- 1 違いはない
- 2 生活保護受給者の方が保証人等を求める度合いが弱まる
- 3 生活保護受給者の方が、保証人等を求める度合いが強まる
- 4 生活保護受給者は受け入れていない
- 5 その他 ()

(6-4) 身寄りがいない方の施設入所が進むためには、どのような仕組みや制度が必要と考えますか。あてはまるものすべてに○をお願いします。

- 1 施設費用の未払い等に対する保険・基金の創設
- 2 成年後見制度の利用促進
- 3 医療同意等に関する法的整備
- 4 保証人等の機能を担う会社や団体等の普及
- 5 保証会社等が提供するサービスの充実化
- 6 保証人等の代替機能（複数のサービス）をコーディネートする会社や団体の創設
- 7 施設の訴訟リスクに備えた弁護士等の専門職の施設への配置
- 8 行政の積極的関与
- 9 地域住民の互助の促進
- 10 その他 ()

(6-5) 仮に民間サービスを利用して身寄りのない方を受け入れるとして、どのような保証内容・契約内容であれば入所可能ですか。最低限必要なものに○をつけてください。(複数回答可)

施設入所サポート	1 施設入所にかかる身元保証 2 施設利用料の連帯保証 3 入所・退所時の手続き 4 緊急駆け付け 5 退所時の物品整理・残置物処分
入院・通院サポート	6 入院にかかる身元保証 7 入院・退院時の手続き 8 入院費・治療費の連帯保証 9 緊急駆け付け・付き添い 10 退院時の物品整理・残置物処分
緊急対応指示書サポート	11 医療指示書（医療に関する意思・希望を示した書類）作成 12 エンディングノート（死後に関する意思・希望を示した書類）作成 13 連絡代行（親族等への仲介）
エンディングサポート	14 葬儀の手配 15 家族・葬儀参列者への連絡 16 死亡時の事務書類の手配 17 墓の手配
その他	18 特に決めていない 19 その他（ ）

(6-5) 身寄りと施設入所に関して、ご意見ございましたらご自由にご記入ください。

質問項目は以上です。ありがとうございました。

同封の返信用封筒にて令和元年8月20日（火）までにご返送ください。

差し支えなければ、本調査の回答の基になっている入所（入院・入居）契約書（申込書）のひな型を調査票と一緒にお送りくださいますようお願い申し上げます。Faxあるいはメールでお送りいただいても構いません。ご協力の程よろしくお願ひ致します。

つながるファイル

ふりがな		生月	年日	T・S・H
氏名		性別		年月日
住所	〒_____			
	TEL:	()		
本籍				
メールアドレス				
勤務先	名称			
	住所	〒_____		
	TEL:	()		

※ 本籍や性別の記入は任意です。

つながるファイルを書くにあたって

つながるファイルを作成しようと思った動機やその時の想いを伝えるためのページです。書かなくてもOK。あなたが書きたくなった時に、ゆっくり書いてもOKです。

ただし、つながるファイルを書く動機は人それぞれです。その動機によって、その他の記載内容のとらえ方も変わってきます。できるだけ書くようにしましょう

1

2

医療について(1)-1

現在かかっている病気 過去にかかった病気

病名		発症時期	年 月頃
病院		主治医	
tel:	()		
服用している薬			
備考 ※手術・後遺症等			

現在かかっている病気 過去にかかった病気

病名		発症時期	年 月頃
病院		主治医	
tel:	()		
服用している薬			
備考 ※手術・後遺症等			

現在かかっている病気 過去にかかった病気

病名		発症時期	年 月頃
病院		主治医	
tel:	()		
服用している薬			
備考 ※手術・後遺症等			

現在かかっている病気 過去にかかった病気

病名		発症時期	年 月頃
病院		主治医	
tel:	()		
服用している薬			
備考 ※手術・後遺症等			

別紙あり

(多数ある場合、注釈がある場合等、別紙を重ねてファイルしてください)

3

医療について(1)-2

私が救急搬送されたり、入院した場合の

(医療機関からの)緊急連絡先の順位

※住所等は連絡先リスト参照

1	2	3	
---	---	---	--

自分で意思表示や判断が難しくなった時、主治医が相談してほしい人

1	2	3	
---	---	---	--

知らせてほしい人

知らせないでほしい人

※ つながる鹿児島やゆくさの会のメンバー以外から知らされる可能性がありますので、ご了承ください。

【備考】

*必要な方のみご記入ください、記入は任意です。

家族の病歴(記入を希望される方のみ)

病名		家族の発症年	歳ごろ
家族	父 母 きょうだい	祖父母	
備考 ※手術・後遺症等			

家族の病歴(記入を希望される方のみ)

病名		家族の発症年	歳ごろ
家族	父 母 きょうだい	祖父母	
備考 ※手術・後遺症等			

介護・障害について

※介護が必要になったときの自分の希望を記入します。

※できる限り、介護サービスに詳しい方と相談しながら記入しましょう。

【現在の介護度・利用しているサービス等】

■ 介護度 自立 要支援() 要介護()

■ 現在利用している介護サービス

※障害の有無、内容、医療上・介護上注意してほしいことなどを記入しましょう。

※できる限り、障害福祉サービスに詳しい方と相談しながら記入しましょう。

【現在の障害・利用しているサービス等】

■ 障害等級 身体障害()級

療育()

精神保健福祉()級

■ 障害の内容・ADLの状態

■ 現在利用している障害福祉サービス

6

【将来に関する希望】

■ 施設への入所について

■ 在宅での介護について

■ その他

もしもの時(死亡のこと)(1)

■ 遺言について

遺言状を	<input type="checkbox"/> 書いてある	<input type="checkbox"/> 書いていない
遺言状の作成日	年 月 日	
遺言の種類	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言
保管場所	<input type="checkbox"/> つながるファイルの封筒に保管してある	

■ 死後事務の委任契約を締結している場合

事務受任者		関係	
-------	--	----	--

■ 契約まではしていないが、死後の事務について、頼んでいる人

氏名		関係	
----	--	----	--

【危篤状態・緊急入院の場合や死亡時の預金の引出方法について】

【危篤状態の場合や死亡時の居室への入室方法について】

7

■ 通夜・葬儀などについて

通夜 する しない

葬儀 する しない

葬儀者の指定

名 称

電 話 番 号

葬儀方式の指定

※仏式、真言宗、キリスト教など、読経を頼む寺、戒名など具体的に記載

【備考】

8

もしもの時(死亡)のこと(2)

■ お墓について

- 入るべきお墓・納骨堂が決まっている

墓 納 名	骨 堂 の 称		区 番	画 号	
住	所	等			
電	話 番 号				

- 合祀でかまわない

- 次の方法による埋葬を希望する

- 散骨 → 散骨すべき場所()
 その他 ()

■ 死亡の事実を知らせてほしい人

- #### ●直ちに知らせてほしい人

- #### ● 死後の事務がかたづいてから知らせてほしい人

【その他の死亡時の希望、遺品や身の回り品の整理についての希望】

9

連絡先リスト

①	氏名		関係	
	住所			
	電話番号			
	備考			
②	氏名		関係	
	住所			
	電話番号			
	備考			
③	氏名		関係	
	住所			
	電話番号			
	備考			

※ 任意後見人、遺言執行者、死後事務委任を頼んでいる人がいる場合
必ず、連絡先として記入しましょう。

④	氏名		関係	
	住所			
	電話番号			
	備考			
⑤	氏名		関係	
	住所			
	電話番号			
	備考			
⑥	氏名		関係	
	住所			
	電話番号			
	備考			

別紙あり

(多数ある場合、注釈がある場合等、別紙を重ねてファイルしてください)

財産について(1)

10

預貯金口座

	銀 行 名		支 店 名	
①	記 号		番 号	
	口 座 名			
	銀 行 名		支 店 名	
②	口座番号			
	口 座 名			
	銀 行 名		支 店 名	
③	口座番号			
	口 座 名			
	銀 行 名		支 店 名	
④	口座番号			
	口 座 名			

別紙あり

(多数ある場合、注釈がある場合等、別紙を重ねてファイルしてください)

各種保險

<input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 年金保険 <input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> その他()					
①	保険会社		名称		
	証券番号			保険金額	
	契約者名		被保険者		受取人名
詳細・備考					
<input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 年金保険 <input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> その他()					
②	保険会社		名称		
	証券番号			保険金額	
	契約者名		被保険者		受取人名
詳細・備考					

別紙あり

(多数ある場合、注釈がある場合等、別紙を重ねてファイルしてください)

財産について(2)

11

有價証券・投資信託等

①	銘柄 証券会社・取扱銀行
②	銘柄 証券会社・取扱銀行
③	銘柄 証券会社・取扱銀行
④	銘柄 証券会社・取扱銀行

不動産

		所在	地番・家屋番号	種類	地積・床面積
①	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物				
②	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物				
③	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物				
④	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物				

別紙あり

(多数ある場合、注釈がある場合等、別紙を重ねてファイルしてください)

その他の財産・負債・注意事項・備考等

□ 別紙あり

(多数ある場合、注釈がある場合等、別紙を重ねてファイルしてください)

覚え書き(1)

証明書類

名称	なし	あり	所在	記号及び番号
印鑑登録 証明書				
健康保険証 (種類も)				
後期高齢者 医療保険証				
介護保険者証				
基礎年金番号				
年金証書番号				
パスポート				
自動車免許証				
住基カード				

12

証明書類(続き)

名称	なし	あり	所在	記号及び番号
障害者手帳				
生活保護 受給証				

証明書類に関する必要事項など

覚え書き(2)

生活関連の支払い、毎月の引き落としなど

項目	引 落 し 支 払 い	引落しましたは 請求時期	おおよその 金額	利用会社名
電気代				
ガス代				
上下水道代				
固定電話代				
携帯電話代				
モバイル 通信代				
インターネット代				
新聞代				
NHK受信料				

13

生活関連の支払い、毎月の引き落としなど(続き)

項目	引 落 し 支 払 い	引落しましたは 請求時期	おおよその 金額	利用会社名
家賃				
生命保険				
自動車保険				
所得税				
住民税				
固定資産税				
健康保険料				
介護保険料				

覚え書き(3)

生活関連の支払い、毎月の引き落としなど（続き）

14

クレジットカード類

	カード名称	クレジット会社名	問い合わせ先
①			
②			
③			
④			
⑤			

その他の書き留めておく事柄

記入日 年 月 日

私のことを紹介します

【家族関係説明図】

【学校・しごとなど】

※記入は任意です。

15

※好きな歌、好きな本、趣味など、ぜひ、紹介してください。

※精一杯生きてこられた人生 ザハト 人生のエピソードなど ご紹介ください。

私のお気に入りの写真

撮影年月日 年 月 日

※ あくまで任意ですが、万一の際のために遺影を準備しておきませんか？

16

この写真の思い出など

編集・発行

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 4-26

リバティーハイツ二日町 102

Tel 022-398-9854 Fax 022-398-9856

2020年3月